

官報号外

平成十年八月二十五日

○第一百四十二回 衆議院会議録 第六号

平成十年八月二十五日(火曜日)

平成十年八月二十五日
午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

議員請假の件

裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員辞職の件

裁判官訴追委員及び同予備員の選挙

裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員辞職の件

裁判官訴追委員及び同予備員の選挙

裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙

裁判官訴追委員及び同予備員の選挙

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。
よって、許可することに決まりました。

裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙

裁判官訴追委員及び同予備員の選挙

検察官適格審査会委員の選挙

国土開発幹線自動車道建設審議会委員の選挙

北海道開発審議会委員の選挙

○議長(伊藤宗一郎君) つまましては、裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員の選挙を行なうのであります。この際、あわせて、検察官適格審査会委員、国土開発幹線自動車道建設審議会委員、北海道開発審議会委員、国土審議会委員及び日本ユネスコ国内委員会委員の選挙を行ないます。

○岸田文雄君 各種委員等の選挙は、いずれもその手続を省略して、議長において指名され、裁判官彈劾裁判所裁判員の予備員、裁判官訴追委員の予備員の職務を行う順序については、議長において定められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたします。

議長は、裁判官彈劾裁判所裁判員に葉梨信行君を指名いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(伊藤宗一郎君) よって、動議のとおり決まりました。

議長は、裁判官彈劾裁判所裁判員に葉梨信行君を指名いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(伊藤宗一郎君) また、裁判官彈劾裁判所裁判員の予備員に笹川堯君を指名いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) なお、予備員の職務を行なう順位は第一順位といいます。

○議長(伊藤宗一郎君) 次に、裁判官訴追委員に

保利耕輔君 及び 畑英次郎君

を指名いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) また、裁判官訴追委員の予備員に平林鴻三君を

指名いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 以上の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、不動産に関する権利等の調整に関する臨時措置法案

及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案並びに保岡興治君外三名提出、債権管理回収業に関する法律案(保岡興治君外四名提出)及び特定競争手続の特例に関する法律案(保岡興治君外四名提出)及び評議等の特例に関する法律案(保岡興治君外四名提出)の趣旨説明及び質疑

指名いたします。

なお、予備員の職務を行う順序は第二順位といいます。

次に、検察官適格審査会委員に瓦力君を指名いたします。

次に、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に

深谷隆司君 及び 池田行彦君を指名いたします。

次に、北海道開発審議会委員に北村直人君を指名いたします。

次に、日本ユネスコ国内委員会委員に栗本慎一君を指名いたします。

次に、国土審議会委員に瓦力君 及び 藤井孝男君を指名いたします。

次に、日本ユネスコ国内委員会委員に栗本慎一君を指名いたします。

平成十年八月二十五日 衆議院会議録第六号

不動産に関する権利等の調整に関する臨時措置案についての柳沢国務大臣の趣旨説明
に付する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案についての宮澤大蔵大臣の趣旨説明
金融機能の安定化

—

る特別措置法案及び金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案並びに保闘興治君外四名提出、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案及び特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案について、趣旨の説明を順次求めます。國務大臣柳沢伯夫君。

國務大臣柳沢伯夫君登壇

○國務大臣（柳沢伯天君） 不動産に関する権利等の調整に関する臨時指置法案につきまして、その趣旨を御説明いたしました。

次に、その要旨を御説明申し上げます。
第一に、債務者、金融機関その他の利害関係人の間における不動産に関する権利等の調整等について調停及び仲裁を行う機関として、総理府による不動産関連権利等調整委員会を設置することとしております。委員会は、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、人格が高潔で高い識見を有する者うちから任命する委員長及び十人以内の委員員をもって組織することとしております。

第一に、債務者、金融機関、担保権者等は、委員会に対し不動産に関連する権利等の調整等について調停を求めることができる」としておられます。委員会は、当事者間において、債務者の事業の再建を通じてその債務の弁済可能性を高めるとの観点から、公正かつ妥当で達成可能な合意の形成を図るため、調停を行うこととしておりま

以上が、本法案の趣旨であります。(拍手)
○議長(伊藤宗一郎君) 大蔵大臣宮澤喜一君。
(国務大臣宮澤喜一君登壇)
○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま議題となりました金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。
金融機関の破綻に際して、その業務の適切な整理及び円滑な承継を図ることにより我が国における金融の機能の安定化を図るため、緊急の特例措置として、破綻した金融機関の業務及び財産を金融管理人に管理させる制度を創設するとともに、預金保険機構がその特例業務として、金融管理人の管理に係る金融機関の業務を承継する銀行を確保するための銀行持ち株会社の設立等の業務を行

さらに、以上の委員会が行う調停等に関し、当該調停等により当事者の合意等が得られる場合における債権放棄等による損失の損金算入、債務免除の累積欠損金との相殺等税制上の措置を定める等、所要の措置を設けることとしております。
なお、この法律は、政令で定める施行の日から起算して五年を経過した日に効力を失うこととしております。

第三に、債務者及び金融機関の全部または一部を含む利害関係人が仲裁に付する旨の合意をした場合に、これらの者は、委員会に対して仲裁を求めることがあります。委員会は、仲裁を行っては、債務者の事業の再建を通じてその債務の弁済可能性を高めるとの観点から、公正かつ妥当で遂行可能な仲裁判断を行

なお、債務者に係る権利等の調整を円滑に進め
るために必要な場合には、委員会は、所定の当事
者の申し立てにより、債務者がその債務を保証し
ている所定の子会社等に係る債務等の調整につ
き、あわせて調停を行うことができる」としてして

うことができる」とするなどの措置を講ずるほか、預金保険機構の体制の整備等を行うことにより、信用秩序の維持と預金者等の保護を図る必要があります。このため、本法律案を提出することとした次第であります。

会の決議があったときは、平成十三年三月三十一日までを限り、承認銀行を子会社として設立するための出資をすること、または被管理金融機関である銀行を子会社とするための株式の取得をすることを実施するものとしております。

こととしております。被管理金融機関の業務を執行する権利等は金融
管理人に専属し、金融管理人は、被管理金融機関等が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等を調査し、内閣総理大臣に報告しなければならぬことといたしております。

また、内閣総理大臣は、金融管理人に対し、資金の貸し付けその他の業務の暫定的な維持継続に係る方針、営業譲渡等を円滑に行うための方策を含む業務及び財産の管理に関する計画の作成を命ずることができるとしております。

金融管理人は、被管理金融機関の取締役等及び常務などをもつて者に對へ、その業務及び財産の

金融危機管理審査委員会のもとに置かれた審査委員会は、金融危機管理審査委員会があらかじめ定め、公表した審査判定基準に従い、被監理金融機関の貸出債権その他の資産の内容を審査し、承継銀行等が保有する資産として適当であるか否かの判定を行うこととしております。

協定持ち株会社は、融資審査委員会を設置し、その委員会において承継銀行等の資金の貸し付けその他の業務の指針を審査判定基準との整合性により配慮しつつ作成し、公表することとしておりま

す。

また、協定持ち株会社は、被監理金融機関に対する

金融管理人は、被管理金融機関の取締役等及び監査役等であった者に対し、その業務及び財産の状況につき報告を求め、またはその帳簿、書類等を検査することができるることとともに、金融管理人は、その職務を行うことにより犯罪があると想料するときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならないこととしております。さらに、株主総会等の特別決議等に関する特例などの規定を設けております。

また、協定持ち株会社は、被管理金融機関に対する管理を命ぜる处分の日から二年以内に、承認銀行等の合併、営業の全部の譲渡等により承認銀行等の経営管理を終了するものとし、ただし、わむを得ない事情によりこの期限内に経営管理を終了することができない場合には、預金保険機構の承認を受けて、一年ごとに二回までを限り、この期間を延長することができる」としておりま

第二に、預金保険機構が、その業務の特例として、破綻した金融機関の業務承継等に係る業務を行うことができる」といたしております。

預金保険機構は、銀行持株会社として承継銀行等の経営管理を行うことを主たる目的とする株式会社を設立、出資し、当該株式会社と基本協定を締結し、協定持株会社とすることとしております。協定持株会社は、金融危機管理審査委員会

第三に、預金保険機構の体制の整備等を行なうことをとしております。
以上、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律について、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

不動産に関する権利等の調整に関する臨時措置法

四

小渊内閣は、日本経済の再生を目標に掲げて発足いたしましたが、その成否は、我が国金融機関が再生できるかどうかにかかっておりまます。経済の血液循环をつかさどる金融システムが、本来の機能を一日も早く取り戻す必要があるからであります。

関は今なお巨額の不良債権を抱え、資産、負債両面が不当に膨れ上がり、国民が額に汗して蓄えた資金を預けられても、「これを有効に活用できない体質に陥っております。この体質は、長い間、護送船団方式とも言われる規制に守られ、内外の競争から隔離されてきたことによってもたらされました。金融機関の中には、資金の運用に当たって、新しい企業を育てるよりは、土地本位制ともいべき値上がり神話に寄りかかった安易な経営が横行しました。これがバブルの背景であり、企業家精神をはぐくみ、銀行も貸出先とともにリスクを負いながら、収益を上げ、新時代を開く気概も失われがちでありました。

我が国金融機関の体質が劣化しているという疑念は海外にまで広がり、邦銀等がニューヨークやヨーロプ市場で資金調達する上で、大きな障害となりました。これが、世界一の外貨準備や対外債権を保有する我が日本の金融機関が、不名誉なジャパン・プレミアムを要求されるもことであり、最近では、上位三行を除いてほとんど海外で資金がとれないところまで追い込まれてしまいました。必要なドル資金は日本から送られる円を売却して調達するほかはなく、これが最近の円安の一因となっていることも忘れてはなりません。

減税や歳出の追加など、財政面からの景気対策を講ずるのは当然としても、民間資金が国内では有効、有利に活用されないため、大量に海外に流出する傾向が続けば、国内面での景気対策の効果はおのずから減殺されてしまうのです。我が国の

金融システムの信認を取り戻すことが、国民全体にとっていかに大切であり緊急の課題であるかは、同僚議員もひとしく理解しておられるものと信じます。

政府におかれても、本院における立法措置と相まって、六月二十二日に発足した金融監督庁のもの、従来の護送船團方式の行政に決別し、銀行の資産内容の自己査定、外部監査、検査監督、早期是正措置等、公正で透明性の高い金融行政の整備を進めてこられました。

しかしながら、我が国金融システムに対する信認はなお揺らいでおり、不良債権の解消と担保不動産の有効利用の取り組みが不十分で、システム再生への見通しも甘かったという指摘がなされていることに対しても、我々は率直に耳を傾けなければなりません。

もはや、一刻の猶予も許されぬところに来ておりますが、まず小渕総理、あなたは、おむろないつごろまでに不良債権問題を解決し、金融システムの再生を果たす御方針か、その決意のほどをお伺いいたします。

こうした中で、かねて注目を集めてきた日本長期信用銀行と住友信託銀行の合併の問題について、先週二十一日、長銀から、その不良債権の抜本処理を含む経営合理化策が発表され、同時に、公的資本注入の要請が行われました。

総理は、この報告に接して、両行が合併を推進することについて合意したことは、金融システムの安定に資するものと高く評価し、最大限の支援を行っていきたいと述べておられます。

この場合、当該合併が、本当に市場の信認を取り戻し、金融システムの安定につながるために、は、不良債権の額とその処理方法について、適切に情報が開示される必要があります。金融監督庁には守秘義務が課せられ、一般的には検査の内容を公表するのに困難が伴うのは理解いたしますが、何らかの形で現下の要請にこたえる必要があると考えます。

さらに、一般的に言って、金融機関の不良債権の処理の問題に取り組んでいくに当たっては、まずはその実態の把握が重要です。現在、大手十九行に、金融監督庁、日銀がともに協力して検査、考査を行っており、近いうちにその結果が明らかになりますが、今後、金融機関の不良債権のディスクロージャーをどのように拡充していくのか、お検査の結果をどのように有効活用されるのか、お伺いをいたします。

また、長銀は、去る三月、金融システムの安定と貸し渋り対策の一環として、自己資本充実のための公的資金一千七百七十六億の注入を受けております。今回、同銀行は、前回の額をはるかに上回る公的資金の注入を要請すると予想されます。が、前回の資本注入との関係をどう考えておられるのか。また、そもそも同銀行の経営が破綻しているのではないかとの疑念を持つ向きもありますが、その実態はどうなのか、お伺いをいたします。

公的資金をもって民間銀行の資本充実を図るために、国民の理解を得るために、当該銀行の厳しい業務改善の努力や経営陣の責任の明確化が求められるのは当然のことであります。さらに、その資本注入が金融機能の安定に不可欠なもので、これを怠るならばいわゆるシステムリスクの問題に波及し、雇用問題、中小企業の困難など、国民生活に大きな影響を及ぼすおそれのあることをわかりやすく示す必要があります。

また、いわゆる公的資金の注入とは、国民の税金そのものを使うわけではなく、資金注入により取得された優先株などについて、発行銀行の経営が健全に推移して損失が生じない限り、国民に対する負担は生じないということも一般に理解を深めてもらう必要があります。(これらの点について、政府の御見解をお示しください。(拍手))

日本長期信用銀行は、金融機関の破綻のケースとしてでなく、住友信託銀行との合併を自主的に進めることで、より健全な金融機関への再編を目

指すことになりましたが、今後生ずる可能性のある金融システムの問題、わけても新たに金融機関の破綻のケースが発生したときに、これが広く信用秩序全体の混乱や、善意の第三者の困難を生ずることを極力防止する必要性はいささかも減少するものではありません。

ここに審議が始められた六法案は、金融システムの安定や、預金者、善意の借り手保護に万全を期すためのセーフティーネットを整える等、現下の緊急の課題にこたえる重要な法案であります。我々は、与野党で率直な議論を行い、早期に金融再生への道筋をつけ、景気の速やかな回復に資する使命を抱っております。万が一にも我が国から世界恐慌の引き金になる危険な状況を引き起こすことのない決意を、同僚議員の皆さんと共有しながら、審議に参加したいものと存じます。(拍手)

そこで、まず、金融安定化法の改正案で提案された枠組みについて、お尋ねいたします。

これによれば、破綻状態に陥った金融機関が生じた場合、業務執行と財産管理の適正を図るために、金融管理人を指名して公的管理に移行することができます。そのような処分を行うことのできる要件は規定されておりますが、実際に公的管理に移すかどうかは裁量にゆだねられておりますが、この点に問題はないかを伺います。

このような処分が銀行等の安易な救済につながるとする批判を招かぬためにも、処分の適正を担保する基準の設定、情報の適切な開示、経営責任の追及などが当然必要でありますが、これらについて原案で十分に対応できるか、大蔵大臣にお尋ねいたします。

次に、金融管理人のもとでリストラをした金融機関については、極力民間の引受先を探して営業譲渡するわけですが、引受先が出てこないときは公的な承認銀行、いわゆるブリッジバンクに引き継ぐこととされます。ブリッジバンクは、原則二年以内に別の民間銀行との合併や営業譲渡によつ

て役割を終了することとされておりますが、果たしてこれですべてのケースに対応できるか、疑問を呈する向きがあります。大蔵大臣の御見解を求めます。

した内容を備え、その運用にも譲りなきを期することができるか、お示しください。

現状と見通しについて御答弁願います。

このような傾聴に値する提案に対する

また、我が国の金融機関の再生を促進するため、もう一度原点に戻って考えてみますときに、

今回の改正案によって、銀行などの破綻した場合に、善意かつ健全な借り手に配慮しつつ再生させ

お尋ねしたい。

を直ちに国有化して国営銀行としてリストラを進め処理をするという考え方が提案されておりま
す。スウェーデンなどで行われた方式で、傾聴に
値する点もあると思いますが、そのような方法で
はかえつて国民の負担が重くなるとの指摘もある
ほか、この方式をとったスウェーデンには預金保
険機構の仕組みがなかったことにも留意しなけれ
ばなりません。

め、いざれも重要な役割を担うものであります
が、政府提案でなく議員提出とした理由について
て、提案者からお答えをいただきたい。

また、四法のうち、債権管理回収業に関する特
別措置法案は、債権管理回収業として民間に道
を開くものであります。が、弁護士法の趣旨に背く
ことはないか、弁護士会との意見の調整はどう
なっているか、伺います。

るセーフティーネットが提案されておりますが、銀行などが不良債権の問題などに適切に対応しなかったため事態をさらに悪化させるのを、どのようにして未然に防ぐかもまた重要なと見えます。すなわち、破綻を避けつつリストラを強く促す仕組みが金融行政上必要なのですが、現行法の枠組みで十分か、さきに述べた長銀の合併と資本注入も参考にしながら、与野党で真剣に検討し、早急に結論を出すべきだと考えます。

このような破綻前の監督行政のあり方について

て、まず總理から基本的な考え方をお聞かせください。

そこで、若干名詠は入りますが、銀行等の財務内容の健全化を促進するために、銀行等の分類債

権の自己査定について、さらに厳格な基準を公表し、これに基づく一定の開示を求めるべしという

○議長(伊藤宗一郎君) 津島雄一君、申し合わせ
意見があります。

の時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○津島雄二君（続）　また、アメリカ等の金融監督に見られるように、破綻には至っていないが自ら

資本比率が著しく低下した銀行に対しでは、予防的に公的管理を行うことが望ましいとの意見があ

また、不良債権処理やリストラ計画の実施状況

について常時監視する一方、必要に応じて資金繰り支援や、資本注入の組み合わせを行うことはどうぞ」と見えた。

うかとする意見もあります。

で資本過少銀行に対して破綻危機ともいわれる指標に準じた措置が行い得るようになることがよことする意図もございます。

支那の通商と通航

このような傾聴に値する提案に対し、大臣の御思想を承りたいと思います。

最後に、日本経済の再生の処方せんに関する経済政策上の論点について、堺屋経済企画室長官にお尋ねしたい。

それは、日本経済がいわゆるデフレスパイラルの状態にあるか否かという点であります。私は、日本経済はそのような危機的な状態に陥っていないと考えておりますが、最近におけるロシアの通貨切り下げ、世界的な株式市場の値下がり、アジア経済の不安定などの国際的な要因も念頭に置いて、堺屋長官はどのように御見解をお持ちか、最悪のシナリオを回避するため、現在検討中の対策で十分と考えられるかという点とあわせて、率直な御意見を賜りたいと思います。

私は、与野党の敷居を越えて、同僚議員諸氏とともに、私たちに課せられた重大な責任と使命感を共有しつつ、真剣な討議を行って、速やかに所要の立法措置を完結すべきことを強くお訴えをいたしまして、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小渊恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 不良債権問題についてまずお尋ねがございましたが、金融は、経済活動に必要な資金を供給するという、経済全体にとっていわば動脈ともいうべき重要な役割を担っております。金融機関の不良債権問題の早期処理は、喫緊かつ重大な課題であると考えております。

政府いたしましては、不良債権の抜本的処理を促すことによりまして、金融システムの健全性を確保しつつ、金融の本来の機能を回復させ、我が国経済を再活性化する必要があると考えております。そのため、金融再生トータルプランに盛り込まれた総合的な施策を早急かつ一体的に進めてまいりたいと考えております。

金融機関の不良債権のディスクロージャーの拡充についてお尋ねございましたが、本年三月期から、全国銀行におきまして、米国証券取引委員会の御思想を承りたいと思います。

最後に、日本経済の再生の処方せんに関する経済政策上の論点について、堺屋経済企画室長官にお尋ねしたい。

会と同様の基準により開示を開始するなど、従来よりその拡充に努めているところでございます。しかしながら、個別金融機関の検査結果の公表につきましては、取引先に不測の損害を与えたり、場合によって信用秩序維持に不測の影響を及ぼすおそれがあることなどから、公表することは適当でないと考えております。

また、検査結果の活用につきましては、検査の結果把握した問題点等を金融機関に通知し、そのフォロー・アップを行うとともに、必要に応じて早期は正措置や業務改善命令を発出するなど、事後チエック型の厳正な監督に努めてまいりたいと思つております。

長銀につきましては、公的資金注入についてお尋ねございましたが、本年三月における資金注入は、金融危機管理審査委員会におきまして、金融機能安定化緊急措置法及び審査基準に基づく厳正な審査を経て、適切に行われたものと承知をいたしております。

その後、同行は住友信託との合併を表明し、去る八月二十一日には、住友信託との合併を前提に抜本的な経営改善策及び不良債権処理策を発表しましたところであります。その際、同行は、不良債権処理に伴う一時的な過少資本に対処するため、公的資金注入を申請する旨を表明しております。

また、同行の経営実態につきましては、現在、金融監督厅におきまして検査中であります。されにせよ、同行は通常どおりの営業を行つております。破綻金融機関ではございません。

公的資金の投入を受ける民間銀行の業務改善努力や、経営陣の責任の明確化についてお尋ねでございますが、公的資金の投入に対する国民の理解を得るためにも、資本注入を受ける銀行におきましては、一層のリストラ等の業務改善努力や、責任ある経営体制の整備に努める必要があると考えます。

資本注入に対するお尋ねですが、資本注入策は、仮に自己資本が充実されなければ、我が国に

おける金融の機能に対する内外の信頼が大きく低下

下し、例えば内外の金融市場において資金調達をすることが極めて困難になるなど、我が国における金融の機能に著しい障害が生ずることとなる状態を未然に防止するために、金融機関の自己資本を充実させることによりまして金融システムの安定化を図るものであり、このことは法律にも明記されており、国民の理解をより求めてまいりたい

と考えております。

公的資金により取得された優先株等につきましては、できる限り早期に処分を行うものとされ、御指摘のとおり、この処分を通じて投人された公的資金の回収がなされ、最終的には国民の負担の軽減が図られることとなつております。

公的資金に関するこのような仕組みにつきましては、これまでも国民の理解が得られるよう努めてきたところではありますが、今後とも、国民に対してその理解が得られるよう、十分説明してまいりたいと思っております。

破綻金融機関を直ちに国有化するという提案につきましてお尋ねがありました。金融再生一タルプランの実施は、我が国経済の喫緊の課題である不良債権問題を解決するために不可欠なものであり、その関係法案を早期に成立させることが必要であります。野党に対しましても、その提案に耳を傾けながら、関連法案の早期成立に向けて、今後とも理解と協力を求めてまいりたいと考えております。

行政部門と切り離された第三者機関の設置につきましてのお尋ねでございますが、金融の根幹、すなわち国民生活の安定、発展に直結する分野であります。議院内閣制のもとで、内閣は、具体的に法文に書いてございますし、まして、具体的に法文に書いてございますし、また、経営責任の追及につきまして、取締役などに対する調査をいたしました結果、犯罪行為があつたと考えられる場合には、告発に向けて所要の措置をとらなければならないと規定をいたしました。また、情報開示につきましては、来年の三

のと考へております。

不動産関連権利等調整法案の内容、運用についてお尋ねでございますが、本法案におきましては、不動産の効果的処分を通じた債務者の事業の再建等によりまして、不良債権の実質的処理を促進するため、調停等によりまして関係者の合意を形成すべく、所要の規定を設けておるところであります。

また、運用につきましては、適切な委員長及び委員の方々により、公正、妥当に行われるものと考へております。

金融機関破綻前の監督行政の基本的考え方についてのお尋ねでございますが、金融機関の監督に

つきましては、金融機関の破綻を未然に防止する

ことが基本であることはもちろんあり、このた

め、早期は正措置の導入やディスクロージャーの充実の枠組みのもと、明確なルールに基づく透明かつ公正で、国民に信頼される金融行政の確立に努めてまいりたいと考へております。

次に、金融監督厅の体制の強化につきましてでござりますが、金融機関に対する検査監督機能の強化を図っていくとの観点から、厳正で効率的な行政手法の確立に努めるとともに、検査監督体制の計画的な強化を図つてまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(國務大臣官澤喜一君登壇)

○國務大臣(官澤喜一君) 最初のお尋ねは、金融の管理につきましてこの程度の規定で大丈夫かとお尋ねでございますが、金融は、経済の根幹、すなわち国民生活の安定、発展に直結する分野であります。議院内閣制のもとで、内閣は、具体的に法文に書いてございますし、まして、具体的に法文に書いてございますし、また、経営責任の追及につきまして、取締役などに対する調査をいたしました結果、犯罪行為があつたと考えられる場合には、告発に向けて所要の措置をとらなければならないと規定をいたしました。また、情報開示につきましては、来年の三

月期からは連結ベースで米国SEC基準と同様の開示を義務化することにいたしましたので、まず

お尋ねでござりますが、本法案におきましては、不動産の効果的処分を通じた債務者の事業の再建等によりまして、不良債権の実質的処理を促進するため、調停等によりまして関係者の合意を形成すべく、所要の規定を設けておるところであります。

それから、ブリッジ・バンクのことでございますが、二年内に合併、譲渡をやる、それで役割を完了すると考へておりますが、せっかく話が進行しましたら、一年ことに三回までを限り延長しようか。これは、やはりブリッジ・バンクというのは、御承知のように一種のつなぎでござりますから、限られた存在と考へておりますが、なるべくそれは民間金融機関に引き継いでいくのが本来であると考へておりますからでござります。

次に、最近、我が国の企業の社債が非常に多くなっているし、外銀からの借り入れもふえております。いわば日本は、銀行はちゃんとやっているのかねというお尋ねでございます。

確かに、市場原理に基づきまして競争が高まつてまいりました。利用者にとって非常にいいことでございますが、我が国の金融機関も、こういう利用者のニーズにこたえまして、サービス等を提供する枠組みの中で大いに創意工夫を凝らしてもらいたい。私も、御指摘のような感を同じくしております。創意工夫を望みたいものでござります。

それから、かなり具体的に財務内容の健全化を促進するための措置についてお触れになりました。現在、SEC基準での開示あるいは早期は正措置、金融安定化法による資本注入などを実施しておりますことは御承知のとおりでございますが、おりますことは御承知のとおりでございますが、御指摘になりました幾つかの点は、それに加えまして、財務内容の健全化を促進するための諸措置、それから政府がそれについて講ずべき施策、御指摘の点は同感するところが多いのでございますけれども、しかし、例えばアメリカにおいては破綻に至る前の予防措置を講じている、我が国は

官 報 (号 外)

破綻が条件であるといったようなことは、やがて事態が成熟いたしましてたらそういうことが考えられるかもしれません、ただいまとしましては、行政の余剰介入があるという強い反省がございまして、なるべく事前の指導行政のようなものは避けたことが適当ではないか、こう考えて、このような規定をいたしております。

ルになる危険が全くないとは言えない状況でござります。御指摘のよう、世界経済は、アジア経済の低迷が長引き、ロシアにおきます通貨の混乱等もございまして、要注意な状況になってきたという感じがいたします。

我が国といたしましても、今後、総合経済対策の効果が徐々にあらわれてくるでしょうし、金融システム安定の方策が講じられることや、

法制審議会の手続など時間がかなりかかるため、議員が中心になって、関係機関、関係当局の意見も十分に聽取して取りまとめたところでございました。今回の議員立法は、こうした経緯にかんがみて、政治主導のもとに具体的な立案をした議員立法として提出したものでござります。

本法律案と弁護士法との関係や弁護士会との意見調整の問題についてもお尋ねがございました

として、暴力団員等を業務に従事させることなどを禁止することを規定しております。

これらを実効あらしめるため、法務大臣の警察庁長官に対する意見聴取、債権回収会社への立入検査などの仕組みも設けており、債権回収会社の業務に対する暴力団等の排除については、これによつて十分対処することができるものと考えております。

以上のような諸措置に加えて、取締役として弁

いますが、現在いたしますは、そういう弊害の方を考えております。

めていけば、十分この事態に対応できると考えております。
しかし、世界経済にさらに大ききな変動があつた場合には、大胆なかじ取りが必要になる可能性もないとは言えません。いわば今は、見張りをふやして用心深くこの針路を続けていく、そんな状態

本法案は、このような弁護士法の趣旨を最大限に尊重しつつ、民間活力を導入することによって不良債権の回収を促進しようとするものであり、このような観点から、債権回収会社の取締役に弁護士の選任を義務づけ、内部からの業務の適正を監督させるとともに、一定の裁判上の行為についても

○議長(伊藤宗一郎君) 畑英次郎君。
(畠英次郎君登壇)

○國務大臣(堺巖太一君) 現在の日本経済はデフレスパイラル状況になつてゐるのではないか、また、最悪のシナリオを回避するのに、現在検討中の対策で十分と考えてゐるかという御質問であつたかと思います。

まず、いわゆるデフレスパイラルというのは、物価と需要と雇用が相乘的に減少いたしまして、

○保岡興治君　議員提出四法案について、政府提案ではなく議員提出とした理由についてお尋ねがございました。

自由民主党では、不良債権処理を促進して経済を再活性化させるためには、弁護士法の特例として、債権回収会社が業として金銭債権の回収など

【保岡興治君登壇】
（拍手）

弁護士による追行を義務づけることなどによつて、弁護士法の趣旨を没却するところがないよう配慮いたしておるところでござります。

なほ、日弁連は、自由民主党の特別調査会において意見述べられてまいりまして、最低資本金額を五億円とすることや、既に申し上げた弁護士間取引との義務づけなどの点については、日弁連の意

預金保険法の一部を改正する法律案について
問題をさせていただきます。
まず、法案の質問に入ります前に、今月二十一日
日にアメリカがアフガニスタンとスー丹のテロ
施設等に対しましてミサイル攻撃を行いました。
戦争への懸念を世界じゅうに広げている件につい
て、お尋ねをいたします。

どんどんと縮小する状態だと思います。
最近の景気状況を見ますと、低迷が長引きまして、需給が緩和し物価にも低下傾向が出ていることは事実ですが、この物価の低下傾向の大きな要因が、輸入物価の値下がりであるとか規制緩和によります生産性の向上でありますとか、むしろ好ましい要因での物価の値下がりがかなりの部分を占めておりますので、現在の状況ではデフレスパイ럴になつていると私は考えておりませ
ん。しかし、その危険が、やがてデフレスパイ

を行う制度を設ける緊急の必要性があつて、また、競売手続の迅速、円滑化を図るとともに、金融機関の有する不良債権の譲渡の円滑化のための措置を講ずることが緊要の要請であるとの認識のもとに、土地・債権流動化促進特別調査会、これは後に金融再生トータルプラン推進特別調査会といふことに改組いたしましたが、党のこの機関で鋭意検討を進めてきたものであり、内閣提出の法案としての手続を経ることは、その過程において、弁護士会との調整、関係各省との調整、また

暴力団員等が事業活動を支配する会社、取締役等のうちに暴力団員等がいる会社などには営業許可を与えないこと、債権回収会社に対する行為規制などを与えるものと承知いたしております。

爆破テロに対する報復であるといたしておりま
す。確かに、テロは断じて許されるものではあり
ませんが、一方で、米国の攻撃も、国際法等々に
照らしまして、果たして正当なものであったかど
うかという疑問が残ります。既に米国側から支持
表明に向けての期待が寄せられているとのことで
ありますが、本件に関する、小淵総理にこの問題
についての見解をお尋ねをしたいと思います。
さて、同じ二十一日、日本長期信用銀行が、公
的資金の投入を前提として経営合理化計画を発表

しました。小渕総理は談話の中で、この話はあたかも我が国にとって歓迎すべきものであるということを述べられております。その裏では、二十日に、長銀の合併交渉先である住友信託銀行の社長を総理公邸に呼んで圧力をかけ、合併合意を急ぐように促しております。どんでもないことあります。

しかも、長銀は、本年三月、金融危機管理体制委員会により健全な銀行であるとのお墨つきを得て、千七百六十六億円もの税金を投人されたばかりであります。その上、政府は、長銀が破綻したとは一言も言わず、国民の皆さん、事情は言えなければともとにかく税金で長銀を救済しましょう、國民一人当たり五千円程度ですが、それが皆さんにとってもよいことなんですよといったような調子で、すべて國民に押しつけようとしている年金生活者の方々などの毎日の生活に多大な打撃を与えながら、異常なまでに長く続いている超低金利政策も、もともと金融機関を救済するためのものと言つても決して過言ではありません。直接間接を問わず、政府は、金融機関救済のために國民の税金を恐ろしいまでに流用してまいります。

もちろん、このような形で救済を受けて平然としている金融機関の経営者は、どう考へていいのでありますか。不良債権問題については、なぜか金融機関経営者の声が聞こえてまいりません。みずからは何も努力せず、政府の銀行優遇政策を喜んで受けることしか考えていないのであります。まさにソラル・ハザードのきわみであります。隠べい、ごまかし、責任逃れ、先送り、そして國民への負担の押しつけ。政府の対応は、まさに國民に対する責任、背信行為と言わなければなりません。(拍手)

今回の政府の対応は、我が國に対する海外の方をも決定的にするであります。日本という国は、政府がみずからの失敗をすべて國民に押し

つける国だ、責任逃れをするためには國民に幾ら払わせてもよいと考えていると。

政府は、長銀を救済したこと我が国の金融システムにとって好ましいことだと思っているのであります。しかし、銀行の資金調達コストの増大となつて間違いなくはね返ってくるところであります。つまり、我が國の銀行の経営を一層困難にさせることは、火を見るよりも明らかと言わざるを得ません。

小渕総理にお尋ねしますが、長銀が破綻していないと断言されるのであるとすれば、長銀に公的資金による救済が必要であると判断した根拠を、わかりやすく具体的にお示しをしなければなりません。一体、國民を犠牲にしてまで長銀を救わねばならないのはなぜなのでしょうか。今まで自民党が銀行業界から多額の政治献金を受けていたからであります。今後さらに別の大手銀行が破綻しても、また國民に負担を押しつけるのでしょうか。総理の明確な答弁を求めます。(拍手) いたします。

本法案の提案理由の冒頭に、「金融機関の破綻に際して」という文言があります。政府は、これまでに何度も不良債権処理は順調に進んでいると発言し続け、大手二十行は破綻させることはないとの公約をしてまいりました。昨年十一月、拓銀が都市銀行としては初めて経営破綻をするに至り、その後の公約は物の見事に破られました。

今、この時点です本法律案を提出するということは、長銀以外にも破綻の危機にある金融機関が存続するということなのであります。よもや、本年三月に健全な銀行であると判定され、総額一兆八千億円もの公的資金による資本注入を受けた二十一行の中には、長銀以外にも破綻の危機にある銀行があるとは考えたくありませんが、そ

の如き銀行は本当にないのであります。か。

小渕総理の認識を明確にお示しください。

不良債権の抜本的な処理を行うためには、不良債権の実態について徹底した情報開示を行い、責任を負うべき者を明確にし、問題を先送りにしないことが大前提であります。米国の連邦準備理事会のグリーンズパン議長も、日本は金融問題への対処で、従来の文化や慣行にとらわれない劇的な措置が必要だと述べております。

しかし、政府は、大手銀行を破綻させる気は全くないと表明いたしております。つまり、実質的に経営破綻状態にある大手銀行に対しては、破綻が表面化しないよう税金を投入して救済をするわけであります。今回の長銀のように、そうすれば、だれも責任をとらなくて済みます。しかし、それは抜本的な解決には到底なり得ません。既に何度も失敗して、わかっているはずではありませんか。

我々民主党は、税金による銀行救済には一貫して反対してまいりました。そのため、それを可能とする金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律は、直ちに廃止すべきだと考えております。小渕総理の御見解をお伺いをしたいと思います。(拍手)

次に、だれが不良債権や破綻の認定をするのかについてお聞きいたします。

既に金融監督庁が大手銀行に対する検査を開始いたしておりますが、金融監督庁が検査を行うことについて、私は重大な問題があると考えております。それは、金融監督庁、いわば金融機関との癒着が次々と明らかになつた大蔵省が、不良債権の実態を隠べいし、問題の先送りを続けてきた当事者であるからであります。

金融監督庁が不良債権の分類基準を恣意的に操作すれば、不良債権の金額は幾らでも変えることができます。同様に、破綻の認定基準を恣意的に操作することにより、実質的に破綻しているはずの銀行もあるとは考えたくありませんが、そ

とになります。いや、金融監督庁と大蔵省がそんなことをするはずがないと言い切れるのでありますか。現在の長銀に対する取り組みの姿勢が、この辺については極めて大きな疑問を生むわけであります。

今、最も重要なことは、銀行に対する徹底した検査と、その結果の公表であります。検査結果の速やかな公表について言を左右にする金融監督庁を、私どもは信頼できるのであります。

我々民主党は、不良債権問題を今度こそ本当に解決するためには、もはや金融監督庁や大蔵省に任せとけないと考えております。第三者が公正な立場から解決に当たることが必要です。そのような考え方から、民主党は、金融再生委員会といふ新たな機関の設置を提案いたしております。我々が示しております金融再生委員会とは、金融監督庁や大蔵省がそつくり移行するものではなくて、むしろ過去の大蔵行政を断罪するものであります。

小渕総理にお尋ねしますが、不良債権の分類も銀行と御相談、早期是正措置の発動も銀行と御相談などという、監督官庁の役割を放棄するようなことを平氣で言つ金融監督庁に、銀行の検査をさせることが適当と考えていてあります。国民の信頼が寄せられていると受けとめていらっしゃるのでございましょうか。しかとした御答弁をお願いいたします。

次に、大手銀行の破綻に際してブリッジバンクは使えるかという点についてお尋ねをいたしました。次に、大手銀行の破綻に際してブリッジバンクは使えるかという点についてお尋ねをいたしました。それは、大手銀行は税金を投入して救済をするわけでありますから、あるいはナンセンスな質問ということに相なるかもしませんが、

政府案では、金融機関が破綻すると、第一段階として、金融管理人が破綻銀行を管理することに相なっております。しかし、この時点では他の金融機関への営業譲渡がうまくいかどうかわかりませんから、預金者や優良な債務者は、みずから

官報(号外)

他の金融機関へ取引を移したいと考えるのは当然のことではないかと思います。大手銀行の場合、営業地域は大都市周辺ありますから、周囲に他の金融機関は幾らでもあります。したがって、大手銀行の場合、第一段階で多くの優良な顧客は逃げてしまします。すると、残るのは不良債権や要注意債権ばかりということになりますから、営業譲渡は困難になるわけあります。第二段階として公的ブリッジバンクを設立いたしましても、優良な顧客がない銀行を、どこに営業譲渡しようというのであります。したがって、政府のブリッジバンクを大手銀行に適用することは非常に困難です。大手銀行の破綻に適用されないのであれば、本法案そのものが金融不安解消には役に立たない法案であると言わざるを得ません。宮澤大蔵大臣の御見解をお伺いいたします。

このように、政府案は、実際には役に立たない

代物でありますことは既に明白であります。しかも、経営者等の責任追及があいまいなため、国民の負担も限界なく膨らむ可能性を含んでおります。

それに対し、民主党案では、不良債権問題の

解決に正面から取り組むための新たな機関、金融再生委員会が中心となります。それに加えて、強力な権限を持つ公的債権回収機構、いわゆる日本版RTCを設立し、かの中坊公平氏が率いる住宅金融債権管理機構のように、不良債権の回収を全効力で進めていかねばなりません。

宮澤大蔵大臣は、ハードランディングならだれ

でもできる、ソフトランディングをしなければなりません。ここまで不良債権問題が深刻になつたやり方では、そもそも着地ができない。つまり、

ネバーランディングと申すべきではないかと思います。そのうち燃料が切れて墜落するに連いります。ここまで不良債権問題が深刻になつた以上、着地することが極めて重要であるわけであります。

政府・自民党は、不良債権問題の迅速かつ抜本的な解決を可能にする民主党の金融再生計画を正しく評価し、総理自身の決断をもって受け入れ、実行すべきであります。総理の御見解を求めます。

最後に、本年二月に成立したばかりの金融機能安定化法を、わずか半年足らずで改正しなければならなくなつた責任について、自民党總裁としての小渕總理にお尋ねをいたします。

あの財政構造改革法も、昨年十一月に成立しました。重要な法案が猫の目のようにくる

くされました。重要な法案が猫の目のようにくることだと変わること、まさに自民党に政権担当能力が欠如していることを如実に証明いたしております。(拍手)

小渕内閣は、ブリッジバンク法案を成立させることができずに解散に追い込まれるか、我々民主

党の、よく小渕總理がおっしゃっております、いわば鬼手仏心とも言える金融再生法案を全面的に受け入れて総辞職するか、選択肢は一つしかありません。そのどちらを選択するかをお尋ねして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○内閣總理大臣小渕恵三君登壇

○内閣總理大臣(小渕恵三君) 煙英次郎議員にお答え申し上げます。

まず最初に、アフガニスタン、スー丹への米国とのミサイル攻撃に関してのお尋ねでございましたが、米国の軍事行動につきましては、我が国といたしましても、テロに対しては断固たる対応をとるべきものと考えております。テロリストに対する米国の断固たる姿勢は、理解できるものであります。

また、米国は、連続的なテロ行為が米国及び米国民に対して向けており、また、同様のテロ行為が再度計画されることにつき確認を得ておるため、国連憲章第五十一条で認められている自衛権の行使として行ったものであり、行動後直ちに安全保障理事会に通報したと承知をいたしております。

ちに安全保障理事会に通報したと承知をいたしております。

長銀の経営状況及び公的資金の投入に関するお尋ねでございますが、本年三月期の長銀の自己査定及びそれに対する日銀考査によれば、債務超過でないと承知をいたしております。

今回の合併構想につきまして政府として支援すると申し上げておりますのは、あくまでも金融システム安定確保のためでございまして、個別銀行の救済を念頭に置いたものでは決してありません。

長銀以外に破綻の危機にある銀行はないかとのお尋ねでありますが、まず、今回の長銀の合併構想は破綻処理ではありません。また、公的資金の注入を受けた他の二十行につきましても、自己査定結果を踏まえ、外部監査によるチェックを経ましては、破綻の危機にある銀行があるとは認められません。

お尋ねであります、まず、今回の長銀の合併構想は破綻処理ではありません。また、公的資金の注入を受けた他の二十行につきましても、自己査定結果を踏まえ、外部監査によるチェックを経ましては、破綻の危機にある銀行があるとは認められません。

により、金融機関の実態を的確に把握するとともに、我が国金融行政に対する内外の信頼の回復に努めてまいりたいと思います。

民主党の提案を受け入れるべきとの御指摘でございますが、今般取りまとめた金融再生トータルプランの実施は、我が国経済の喫緊の課題である不良債権問題を解決するために不可欠のものであり、その関連法案を早期に成立させることができます。

野党に対しましても、その提案を受けて入れるべきとの御指摘をいたしまして、その提案を早期に成立させることが、今後とも理解と協力を求めてまいりたいと思います。

タルプランの実施は、我が国経済の喫緊の課題である不良債権問題を解決するために不可欠のものであり、その関連法案を早期に成立させることができます。

野党に対しましても、その提案を受けて入れるべきとの御指摘をいたしまして、その提案を早期に成立させることが、今後とも理解と協力を求めてまいりたいと思います。

平成十年八月二十五日 衆議院会議録第一六号

○議長(伊藤宗一郎君) 木村太郎君。
〔木村太郎君登壇〕
○木村太郎君 私は、改革クラブの木村太郎です。平和・改革を代表し、ただいま議題となりましたいわゆる金融六法案につきまして、小堀総理と関係大臣並びに提案議員に質問いたします。
金融機関の巨額な不良債権の存在は、我が国で金融を貸し渋りなど実質的な機能不全に陥らせているだけでなく、日本経済の足かせとして、日本発の金融恐慌の誘発要因として、世界から厳しい不信の目が注がれています。これまでに不良債権問題を悪化させたのは、政府が経済失政によって不況を一層深刻化させ、さらには行政及び金融機関が責任の追及を恐れ、処理を先送りしてきたためであります。
いわゆるバブル崩壊後、いたずらに時間をむだに費やし、構造的な処理策を放置したまま、その場しのぎのびほう策に終始してきたのであります。金融機関の不良債権に関する情報開示については、いかに不良債権の実態を隠ぺいするかということに心血を注ぎ、隠し切れない中小金融機関についてのみ、大蔵行政当局の裁量によって、いかにも整理をしたかのように振る舞つてきました。不良債権問題の本質では、官民を挙げて実態を隠し、銀行は毎年の決算発表の都度、不良債権処理は時を越えたと繰り返し表明してきたります。
その間、バブルのもとを築き、不良債権処理という難問を押しつけたものの經營者たちは、その中にあって、今その処理に国を挙げて大問題となつてはいる銀行の元頭取が、三十五年間勤務したとはいえ、実に九億七千万円という退職金を受け取っていたことなど、非常識きわまりない巨額な退職金を受け取り、責任もとらずに悠々と逃げうっています。
この点に適切かつ迅速に対応してきたのかどうかの政府の責任は極めて重大であり、小堀総理の見解を賜りたいと思います。

金融当局の対応は、後手・後手であったと言わざるを得ません。公的資金の投人については、住専処理では、当初の預金者保護の目的とはかけ離れ、農林系金融機関の救済のために投人し、次に信用組合などの破綻処理のみを使うとの姿勢に変えました。また、大手銀行はつぶさないと断言したものの、昨年十一月には都市銀行の一角、北海道拓殖銀行を破綻させ、巨額の公的資金の投入を決定するなど、都合よく理由づけをしてきました。

三洋証券、拓銀、山一証券、徳陽シティ銀行が約一週間おきに立て続けに破綻し、これに対し、タイミングよく行政は金融危機を演出し、住専処理の失政で公的資金導入を非難していた世論を誘導し、巨額の公的資金を投入する法案を成立させました。山一証券の自主廃業に関する社内調査報告に記載してある、大蔵省の手のひらを返したような自主廃業を迫る対応。拓銀よりも先に経営危機が言われ、不十分な情報開示によってさえ二二%以上の不良債権比率を示しながら、過去に政治家の関与がうわさされていた銀行は、事業が継続されています。

不良債権処理に公的資金投入やむなしの世論を誘導するために、山一や拓銀はいにえにされたのではないでどうか。総理の見解をお尋ねします。

金融六法案について述べる前に、日本長期信用銀行への公的資金投入の問題をお伺いします。小渕内閣の金融処理政策の象徴として、また、世界じゅうが注目している問題であります。

今回の長銀の合併は、通常の合併なのか救済なのか、それとも破綻処理なのか。金融検査によつて、長銀は債務超過に陥っているのではないかでしょうか。今回の合併では何の権限に基づいて公的資金を投入できるのか、総理並びに大蔵大臣に明確な答弁を求めます。

最近の政府の考えは、大手銀行が巨額なデリバティブ取引を有しているため、破綻すると国際金

融市場に連鎖するとの理由づけで、大手銀行はつながれないとの見解に立っています。しかし、信用力が低下した長銀に、デリバティブ連鎖の危険性が本当にあるのか、総理並びに大蔵大臣に答弁をお願いいたします。

今回の長銀の合併案では、我々が極めて不明瞭な法律であるとして反対した、いわゆる金融システム安定化法における金融機関管理動定の公的資金枠を流用するとのことです。法案審議の際、政府は、健全な銀行に投入する、不良債権の処理には使わないと明言していました。また、本年三月に佐々波委員会が大手銀行に横並びの資本投入をしたときには、それらの大手銀行は健全であるという認識に立っていたはずです。

長銀に対しては、大手銀行の中で最大の千七百六十六億円の資本投入を実施しながら、それが半年もたたないうちに五千億円を超える巨額の資金が、事実上不良債権処理のためにさらに投入されようとしています。今後の合併交渉次第では、さらに第三次の公的資金投入がないと言い切れるのでしょうか。また、今後仮に他の大手銀行が危機に陥った場合、この方式を使うのでしょうか。一度たがを外してしまうと原則なしで公的資金を投入しようとする、無節操な対応と言わざるを得ません。

公的資金を不良債権処理へ流用することを認める法的根拠をどうとらえているのか。このような処理を強行するのであれば、今回提出されたブリッジバンク関連法案は審議に値しなくなるのではないかでしょうか。総理、 국민に説明をお願いいたします。(拍手)

昨年十一月の北海道拓殖銀行の破綻は、北海道経済に壊滅的なダメージを与えた。拓銀の株主は権利を失い、役員は解任され、従業員は全員解雇されました。公的資金の投入を受けるからには、当然の責任をとったことになるでしょう。

しかし、今回、緊急的かつ例外的な措置とし

て、表面的には破綻に至っていない長銀に対し、破綻銀行と同じよう公的資金を使おうとしています。このような形で救済するにもかかわらず、甘い責任追及しかしておりません。破綻銀行の責任のとり方と比べて、著しく不公平と考えます。役員を初めとする長銀の関係者に対し、破綻していった場合と同様の厳しい責任追及を求めるべきであります。これをしないとすれば、公的資金による銀行救済にはかならないことであり、絶対に認めるわけにはまいりません。この点につき、総理の見解を賜ります。

また、このような不明瞭な形での公的資金投入を強行するのは、内外の金融システムへの影響を回避するためのことですが、どのように影響が発生するのか、その仕組みについて、国民にわかりやすいように、具体的な説明を総理に求めます。

さて、いわゆるブリッジバンク法案については、多くの問題があります。

まず第一に、今不良債権処理に求められているのは迅速な処理であります。政府案では最大で五年もの期間が設けられています。さらには、金融機関の破綻の認定については金融監督庁が行うこととなっており、まさに行政の裁量が入り、本来破綻すべき金融機関を生き延びさせられる可能性が多いと思われます。大手銀行には債務超過はないなど断言してきたことが、裁量が疑われる何よりも証拠と言えます。

私は、このたびの長銀への対応から見た場合でも、大蔵省、金融監督庁主導の護送船団方式をお引き受けていると言わざるを得ません。総理の見解を求めます。

第二に、政府案では、金融機関の不良債権の全容については、日々の恣意的な基準によって公表され、しかも、公表される都度その額が変わり、一九八二年三月より実施したアメリカのSEC基準とのふれ込みの情報開示でも、我が国においては、

表面的には運転資金を装つたいわゆる追い貸しなどの手段により、幾らでもこまかしがきくことになり、信頼に足るものとは思いません。

政府案では、まかり間違えば、不透明な情報開示のもと、善良で健全な借り手という甘い言葉に紛れて、不良銀行を救済し、際限なく公的資金を投入するという危険性が多分にあると指摘できます。私は、情報開示については、少なくとも個別

情報開示と同時に、銀行破綻に関する経営責任の追及が不可欠です。バブルの不良債権のもとを築き、その後始末として巨額の借却負担の原因をつくった旧経営陣を、いまだに厚遇しているような金融機関もなお存在しています。国民の不満は、実感がわからないままに巨額の税金が投入されています。これは到底容認できません。総理の見解を求めます。

第三には、政府案では、善良かつ健全な借り手へも公的資金を導入することになっていますが、この基準があいまいと思います。このままでは、結果として、善良かつ健全な借り手保護という名目で、破綻に至るような不良銀行をつくり出します。

総理、善良かつ健全な借り手の定義について明確にお答えください。

関連法案として、不良債権処理の促進のため、複雑な権利関係を解きほぐし土地取引を動かそうとの目的で、不動産関連権利等調整委員会を設置し、裁判なしで権利を解きほぐす法案が提出されました。関係者の責任を極めてあいまいにしました。関係者の責任を極めてあいまいにしました。借り手には借金の踏み倒しを公的に許し、また、貸し手には自動的に無税債却を認めることになると解釈します。

しかし、不良債権処理は、客観的で公平かつ法

的な整理を中心と考えるべきです。関係者の複雑な権利関係の整理ならば、法的整理の方がより効果的であり、責任の所在も明らかになるはずです。時間がかかるというのであれば、特別に不良債権処理のための司法制度を充実させるような方法で迅速化を実現すべきです。この点、総理に答弁を求めます。

また、さきの通常国会で我々の反対を押し切って成立させた、公的資金による銀行への資本投入については、いわゆる佐々木委員会が、たった数日の審査で約一兆八千億円もの資本投入を認定しています。しかし、五ヶ月もたたないうちに、長銀がそもそも健全な銀行であったのかという重大な疑惑が発生したことは、その審査の判断自体がでたらめだったのではないでしょうか。まず護送船団的に全面救済しようという恣意的な目的があり、事後的に権威づけるためのかいらい委員会だったと言わざるを得ません。(拍手)

今回、政府案の不動産関連権利等調整委員会についても、まず問題ゼネコン等を救済する恣意的な目的があり、それを事後的に権威づける意味でのかいらい委員会になるのではないでしょか。この点につき、総理にお尋ねいたします。

次に、いわゆるサービスサーに関する法案であります。これは法務大臣の許認可業種の創設であります。巨額の最低資本金額、取締役への弁護士の就任義務は、参入障壁と呼べるものであり、時代の流れに逆行するものであります。暴力団の排除が目的であれば、暴力団の関与に関する厳しい罰則規定があれば十分であります。

○木村太郎君(統) 提案議員にお尋ねいたしました。関係者の責任を極めてあいまいにしました。借り手には借金の踏み倒しを公的に許し、また、貸し手には自動的に無税債却を認めることになると解釈します。

法律の整備に関する法律案では、不良債権の処理がどのような仕組みで進んでいくのか。わざわざ制定するに当たり、現行法制に比べてどの点にメリットがあるのか、提案議員にお答え願います。

いずれにしても、不良債権の処理は待ったなしであります。我々も、単に反対するだけではなく、明確な対策を提示し、「この緊急課題に対処していくことをここに表明し、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣小淵恵三君登壇 ○内閣総理大臣(小淵恵三君) 木村太郎議員の御質問にお答えいたします。

まず、不良債権処理への対応についてのお尋ねでございますが、長期化する景気の停滞とも相まって、多額に不良債権を抱える事態が生じているものの、債権償却特別勘定への積み増し等の努力がなされております。金融機関に対する信頼を一日も早く回復し、金融システムを健全に機能させることが、我が国経済の再生にとって極めて重要なことであります。そのためにも、金融再生トータルプランに基づき、金融機関の不良債権の抜本的処理に取り組むことが政府の責務であると考えております。この点につき、総理にお尋ねいたします。

山一や拓銀等の金融機関は、それぞれ個別の事情によりまして、破綻に立ち至ったものと考えておりますが、相次ぐ金融機関の破綻により、我が国金融システムに対する内外の信頼が大きく揺らぐという危機的な状況にかんがみ、公的資金の活用により預金の全額保護の徹底及び金融システム安定化を図る体制を整備したものであり、御指摘のような批判は当たらないと考えております。

長銀の検査についてのお尋ねでございますが、長銀に対する検査につきましては、現在鏡面実態把握に努めているところであり、いまだ終了に至っておりませんが、本年三月期の長銀の自己検定及びそれに対する日銀検査によれば、債務超過

ではないと承知をいたしております。

また、長銀は、本年九月に、合併を前提とした不良債権の抜本的な処理を行うことにより、一時的に過少資本となることから、資本注入を申請する予定であると聞いており、申請がありますれば、金融危機管理審査委員会が、金融機能安定化緊急措置法及び審査基準に基づき判断することとなると思われます。

デリバティブの連鎖の危険性についてお尋ねがございましたが、長銀は、多様なデリバティブ取引を行い、その取引先数も多いなど、国際的に広範囲に業務展開を行っております。今回の合併構想につきましては、日本発の金融恐慌は決して起こさないとのかたい決意のもと、政府としても最大限の支援を行っていきたいと考えております。

長銀への公的資金投入は不良債権処理のためのものではないかとのお尋ねでございますが、長銀は、本年九月期に抜本的な不良債権処理を行うことにより、一時に過少資本となることから資本注入を申請するものであり、今後、金融危機管理審査委員会が、金融機能安定化緊急措置法及び審査基準に基づき判断することとなります。

また、プリッジバンク制度は、破綻ではない長銀のケースとは異なり、金融機関の破綻に際しては、迅速に金融の危機管理が行える体制を整備して万全を期するためのものであり、導入が必要と考えます。

長銀の役員等に対する責任追及についてお尋ねでございますが、今回は、長銀が公表したリストラ策におきまして、取締役全員の辞任、役員報酬の削減、役員の退職金の支給停止、旧経営陣からの退職金の返還要請など、経営責任の明確化が図られているものと承知いたしております。

いざれにせよ、今回の合併構想につきましては、政府として支援すると申し上げているのは、あくまでも金融システム安定性確保のためでありません。

長銀への公的資金投入と金融システムへの影響についてお尋ねがございましたが、長銀は、資産規模、取引先数とも大きく、また国際的に広範囲に業務を展開しておりますことから、仮に不良債権処理に伴い長銀が過少資本ともなれば、市場の厳しい評価を受けることにより、長銀のみならず、金融システム全体に対する内外の信頼が大きく低下する等の問題が生じるおそれがあると考えております。

行政の恣意性と護送船団方式についてお尋ねですが、公的プリッジバンクの存続期間は原則二年以内である上、破綻認定の要件につきましても法文上例挙げられているなど、プリッジバンク法案の適用に行政の恣意性が入るとの御指摘は当たらないと考えております。

また、長銀への対応につきましては、今回の合併はあくまでも両当事者の自主的な判断によるものであります。また金融システムの安定化に寄与するものであります。護送船団方式であるとは考えておりません。

不良債権額の開示につきましては、本年三月期から全国銀行が米国証券取引委員会と同様の基準による開示を開始するなど、従来からその拡充を促してきております。しかしながら、自己査定による債権の分類は、適正な償却引き当てのための金融機関の内部手続であり、金融機関に対して個別にその開示を求めるることは、問題があると考えております。

銀行破綻に関する経営責任の追及が不可欠であるとのお尋ねでございますが、金融機関が破綻に至った場合には、これまでも、経営者は退任し、さらには民事、刑事上の責任を厳格に追及していく方針に従いまして対応してきましたところであり、今後とも同様の方針により対処していくことをいたしております。

善意かつ健全な借り手の定義につきましてのお尋ねでございますが、公的プリッジバンクに継承される善意かつ健全な借り手であるか否かについて

長銀への公的資金投入と金融システムへの影響についてお尋ねがございましたが、長銀は、資産規模、取引先数とも大きく、また国際的に広範囲に業務を展開しておりますことから、仮に不良債権処理に伴い長銀が過少資本ともなれば、市場の厳しい評価を受けることにより、長銀のみならず、金融システム全体に対する内外の信頼が大きく低下する等の問題が生じるおそれがあると考えております。

行政の恣意性と護送船団方式についてお尋ねですが、公的プリッジバンクの存続期間は原則二年以内である上、破綻認定の要件につきましても法文上例挙げられているなど、プリッジバンク法案の適用に行政の恣意性が入るとの御指摘は当たらないと考えております。

また、長銀への対応につきましては、今回の合併はあくまでも両当事者の自主的な判断によるものであります。また金融システムの安定化に寄与するものであります。護送船団方式であるとは考えておりません。

不良債権額の開示につきましては、本年三月期から全国銀行が米国証券取引委員会と同様の基準による開示を開始するなど、従来からその拡充を促してきております。しかしながら、自己査定による債権の分類は、適正な償却引き当てのための金融機関の内部手続であり、金融機関に対して個別にその開示を求めるることは、問題があると考えております。

銀行破綻に関する経営責任の追及が不可欠であるとのお尋ねでございますが、金融機関が破綻に至った場合には、これまでも、経営者は退任し、さらには民事、刑事上の責任を厳格に追及していく方針に従いまして対応してきましたところであり、今後とも同様の方針により対処していくことをいたしております。

善意かつ健全な借り手の定義につきましてのお尋ねでございますが、公的プリッジバンクに継承される善意かつ健全な借り手であるか否かについて

ての判定をする基準につきましては、金融危機審査委員会において定められ、債務者の債務の履行状況及び債務者の財務内容の健全性に関する基準を含むものでなければ手を出さなければなりません。したがいまして、悪質で不健全な借り手を公的資金によって救済することにはならないものと考えております。

不動産関連権利等調整委員会による不良債権処理についてのお尋ねでありますが、債務者の事業の再建等につき関係者の合意が成立し得る場合に、できるだけ合意ベースで強力的、予防的に措置を講することが、再建の可能性を高めることになり、不良債権の迅速な処理に資することから、法的処理以前における合意形成の努力を促進するため、本委員会を設けるものであることを御理解いただきたいと考えております。

不動産関連権利等調整委員会は、ゼネコン等の教訓を戒めづける機関となるおそれがないかとのお尋ねですが、本委員会の調停等は、企業の再建等による不良債権処理につき、公正かつ妥当で透明可能な合意の形成を促進するためのものであり、特定の業種等につき一方的に債務を免除させることによる開示を開始するなど、従来からその拡充を促してきております。しかしながら、自己査定による不良債権額の開示につき、公正かつ妥当で透明可能な合意の形成を促進するためのものであるというのではありません。また、合意は、本委員会の仲介のもと、利害関係の異なる関係者の経済合理的な判断に基づき形成されるものであります。御懸念は当たらないと考えます。

○保岡興治君 木村太郎議員にお答えいたします。

債権回収業務は、これまで暴力団員等の反社会的勢力が介入してきた分野と言われておつて、今回、債権回収会社を創設するに当たつても、こうした勢力が参入することを防止しようということが最大の眼目でござります。

したがつて、これがニュービジネスで、参入の障壁を設けることとの調和も十分考えた上、最低

資本金を五億円とさせていただきました。この金額がある程度高額であること、そして、そのことによっていわゆる会計監査法人による外部監査を受けることになります。

また、弁護士を閲与させることにいたしましたのは、弁護士会の推薦や意見を伺つて選ばれる、そういう弁護士の高い法曹倫理に支えられた、専門家としての弁護士が会社の業務に携わることによって、不当な社会的勢力を排除できることに資するものというふうに考えて、このような規定にさせていただいた次第でございます。(拍手)

○國務大臣官房澤喜一君登壇

長銀に対する公的資金の投入の問題につきましては、先ほど總理からお答えがございましたので、省略をいたします。残りました問題は、デリバティブについてのお尋ねでございました。

長銀の場合、伝えられるところでは、デリバ

ティブの元本は五十兆を超えると言われておりました。また、取引先数も多いことで、国際的にかなり広い業務と認められます。

○石原伸晃君 私からは、木村議員お尋ねの競売についてお話をさせていただきたいと思います。

不良債権を実質的に処理するためには、担保と

なっております不動産を売却いたしまして、その代金から債権の回収を図る必要がございます。競売手続は、裁判所におきまして担保不動産を売却して債務の弁済に充てますとともに、その不動産をめぐる権利関係を強制的に清算する手続でございます。その円滑化、迅速化を図ることは、担保不動産の流動化並びに不良債権の実質的な処理の推進に極めて重要と考えている次第でござります。

また 現行制度に比へてどのような大きなメリットがあるのかというお尋ねでござりますけれども、委員も既に御承知のように、現行の競売手続制度といふものは、手続が遅滞をいたしまして、関係者による二ーズというものに十分こたえていないという批判があるところでございます。

そこで、今回の法律案では、不当な執行妨害行為による手続の遅延を防止するための措置や、手続の簡素化、迅速化を図るための措置、競売市場を広く一般の国民に開かれたものとするため、買主の受け人の銀行ローンの活用を図るための措置等を講ずることいたしまして、円滑かつ迅速な競売手続を実現しようとするものでございます。

○仙谷由人君 私は、民主党を代表し、金融安定化関連六法案のうち、不動産権利関係調整法案等五法案を中心に、総理並びに関係大臣に質問いたします。

小淵総理、柳沢国土庁長官、中村法務大臣、宮澤大蔵大臣、あなた方は何をしようとしているのですか。

私は、この権利調整法の法案を一見したときに、この提案の真意をはかりかねました。明治憲法によって成立させた近代国家の仕組みの中で、大津事件以降、曲がりなりにも維持してきた司法の独立をないがしろにしかねない一大事を、なぜ

も達する国民の税金を資本注入名目で与える支援をするなどと明言したこと、この法案の本質を理解することができたからであります。

總理、そもそも長銀の日本リース、日本ランディック、エヌイーディーへの貸付金債権は、九年三月期決算では何分類の債権であったのですか。約定利息は、長銀に対して支払われていたのでしょうか。長銀は、これらの債権回収につき、従来どのような努力をしていたのでしょうか。

大蔵大臣、この七千五百億円の債権償却を、当然のことのように、税務会計上も損金算入を認めないのでしょうか。また、その受け手である日本

ンであるうとノンバンクであろうと不動産業であろうと、その業種にも関係なく適用されるのでしょうか。残債務の額の大小、借金をした原因や、調停までに完済をしなかった理由にも全く関係なしにこの法律は適用されるのでしょうか。もし仮に、右の質問のすべてにイエスとお答えになるのであれば、債務者にとってはこんな制度はありません。

まずは、阪神・淡路大震災という天災によって、住宅ローンの残った家屋やマンション、それらの家屋やマンションが壊れた方々の残債務の免除を行なうべきであります。次には、バブル

局の強制や、資本注入というえさをぶら下げる
裁量にゆだねる以外にはないのです。
銀行がバブル期に得意先に懲意し、そして共犯
者として勤めた不動産や株式やゴルフ会員権ある
いは絵画の購入のためのその融資の相当部分を、
銀行の好みでカットするということになりますよ
う。極めて恣意的な裁量に満ち満ちた、アービタ
リーな制度というべきであります。
バブルに踊った者たちが何らの社会的な制裁を
受けず、特別利益を得、とがを受けるいわれのな
い国民がこの補てんを強いられるということなど
許されないという常識を放てきするおつもりなの

リース等については、債務免除益の発生の認定をしなければならないと思いますが、どうお考えでしようか。

結局、長銀の改善策は、政府との結託によって、国民の税金を資本注入という口実のもとに長銀がもらい受けるという裏づけを得て、バブルのユーフォリアの中で長銀の代役として踊らせた系列ノンバンクに、たまりにたまたた不良債務の支払いを免除するものです。

そして、長銀改善策の発表によつて、国民の税金投入という裏打ちのもとで、権利調整委員会の調停というお墨つきを得ることができれば、銀行は税を減免され、債務者は銀行からの借金を支払わなくていいという制度、換言すれば、借金棒引きと税の减免にお墨つきを与える機関が、ここに権利調整委員会として創設されようとしていることが明らかになつてゐるわけでございます。

そこで、質問をいたします。

総理、このような特典を受けることのできる債務者は、何らかの資格が必要なのでしょうか。

つまり、自然人であろうと法人であろうと、制限はないのでしょうか。その借り手が、サラリーマンであろうと個人営業者であろうと、株式会社であろうと有限会社であろうと、差別はされないのでしょうか。資本金額の別で、あるいはゼネコので

の渦中に住家ローンを借りて、このデフレの中で弁済に苦しむ多くのサラリーマンの残債務をすべて免除したいという調停に、銀行等が応ずるべき旨の施策を直ちに行なうべきだと考えますが、いかがでしょうか。明確な答弁をいただきたいのであります。(拍手)

政府が、サラリーマンや阪神・淡路大震災の被害者についてはこの法律は適用されないというのであれば、その規定及び適用において、差別を定めたものとなります。また差別的運用を行うということになります。明らかに憲法第十四条に違反することは、極めて明瞭だと思います。総理のお考えを伺います。

「ごく常識的に考えますと、銀行から借金をしている人の債務、不動産担保ローンに限りましても、これを全部免除するということによって発生する事態は、想像するだに恐ろしいことあります。まず銀行業は成り立ちません。国民の税金を銀行に投入するとすれば、財政は完全に破綻します。

債権放棄の対象となる債権と、対象外のものを、どこで一線を引いて分別をすることができるのでしょうか。結局のところ、貸し手側である銀行が、申請された債務免除の調停に応ずるか否か、いかなる金額につき債務免除をするか、銀行の恣意、もしくは調停委員や権利調整委員会事務

の渦中に住宅ローンを借りて、このデフレの中で弁済に苦しむ多くのサラリーマンの残債務をすべて免除したいという調停に、銀行等が応ずるべき旨の施策を直ちに行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。明確な答弁をいただきたいのであります。(拍手)

政府が、サラリーマンや阪神・淡路大震災の被害者についてはこの法律は適用されないというのであれば、その規定及び適用において、差別を定めたものとなります。また差別的運用を行うということになります。明らかに憲法第十四条に違反することは、極めて明瞭だと思います。総理のお考えを伺います。

「ごく常識的に考えますと、銀行から借金をしている人の債務 不動産担保ローンに限りませんが、これを全部免除するということによって発生する事態は、想像するだに恐ろしいことになります。まず銀行業は成り立ちません。国民の税金を銀行に投入するとすれば、財政は完全に破綻します。」

債権放棄の対象となる債権と、対象外のものを、どこで一線を引いて分別をできるかが問題なのでしょうか。結局のところ、貸し手側である銀行が、申請された債務免除の調停に応ずるか否か、いかなる金額につき債務免除をするか、銀行の恣意、もしくは調停委員や権利調整委員会事務局の強制や、資本注入というえさをぶら下げるの裁量にゆだねる以外にはないのであります。

銀行がバブル期に得意先に懲慰し、そして共犯者として勤めた不動産や株式やゴルフ会員権あるいは絵画の購入のための融資の相当部分を、銀行の好みでカットするということになります。う。極めて恣意的な裁量に満ち満ちた、アービタリーな制度というべきであります。

バブルに踊った者たちが何らの社会的な制裁を受けず、特別利益を得、とがを受けるいわれない国民がこの補てんを強いられるということなど許されないという常識を放てきするおつもりな

ですか。経理、御見解をお伺いいたします。

そして、何よりも憂慮すべきことは、主としてゼネコン、ノンバンク、不動産業を対象にして債権放棄をするということが予測をされるわけであります。これらの人たちが、借りたものでも返さなくてもよい、返済にきゅうきゅうとしなくてもハッピーに生きていける、経営者としてその地位を追われることもなく、出資者も株主もその出資金を毀損されることもない、こんな世界をつくるのでいいのでしょうか。(拍手)

借りたものは返すということは、コモンセンスではないでしようか。これは、近代契約法の成立をまつまでもなく、日本において、貨幣の出現とともに確立した社会生活上初步的な規範であります。

○議長(伊藤宗一郎君) 仙谷由人君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○仙谷由人君(続) 総理、この権利調整法が行なうとするものが、日本人と日本の経済社会の倫理と精神を、そしてこんな初步的なコモンセンスさえも投げ捨て、何でもありの社会をつくることにならざるを得ませんか。見解を示下さい

総理が、裁判所の調停や債権回収機能につき、その処理スピードに懸念を抱いているとするならば、时限を限っても、予算上の配慮を十二分に行なった上で、各地方並びに簡易裁判所に、特別部の開設や担当職員の増員等の措置をすることこそ急務だと考えます。いかがでしょうか。

この権利調整委員会の守備範囲は、余りにも一般的な担保つき金銭消費貸借という、法律關係上の紛争を取り扱うというものにすぎないのですが、既に述べたところから明らかのように、こんな制度をつくり運用することによって、国家の背骨をぐちゃぐちゃに碎いて、加えて日本人にモラルハザードを蔓延させる、それは日本の将来に極めて大きな禍根を残すと深刻に憂えておりま

す。

総理、このような司法権の独立を侵し、人に対する差別的のもので、二重の憲法違反である法係者の公正、妥当な合意を形成するよう調停等を集中的に行なうためのものであり、調停等の成立ではありませんが、特典というべきものではありませんが、調停等の対象となる企業については、事業の規模や業種その他による制限はありません。

(拍手) 次に、保険與治屋外三名提出の債権管理回収業に関する特別措置法案について質問いたします。

○内閣総理大臣(小淵惠三君) 国家公安委員長にお聞きいたします。

関西地方を中心に、取り立て屋、整理屋が多く存在することは御存じでしょうか。いわゆる私的整理のうち相当のパーセンテージがこの者たちに仕切られているということを知らないはずはありません。そして、この者たちが暴力団構成員や準構成員であったり、企業会員と呼ばれたり、この者たちが既に大きな資金量を有していることを御存じだろうと思ひます。債権回収会社、いわゆるサービスが、取り立て屋や整理屋の活動に合法性的の衣を与え、悪質な取り立てを防止する、そのためには、弁護士を役員にするだけでは不十分であると考えます。

○議長(伊藤宗一郎君) サービスが新たな暴力団等の資金源となる可能性について、どのようにお考えでしょうか。

以上をもちまして、金融五法案に関する私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣小淵惠三君登壇〕

○内閣総理大臣(小淵惠三君) 仙谷由人議員にお答え申上げます。

長銀の貸出先の状況についてのお尋ねでございましたが、個別金融機関の個別の貸出先に関する分類の状況、約定金利の支払い状況、債権回収の状況等につきまして開示することは、取引先に不測の損害を与えるとの問題があるほか、場合によつて信用秩序維持に不測の影響を及ぼすおそれがあることなどから、これらを開示することは差し控えさせていただきたいと思います。

不動産関連権利等調整委員会の調停等の対象に

つきましてのお尋ねでございましたが、本委員会は、企業の再建等による不良債権処理のため、関係者の公正、妥当な合意を形成するよう調停等を実施するものではありませんが、調停等の対象にはありませんが、調停等の対象となる企業につき、事業の規模や業種その他による制限はありません。

○内閣総理大臣(宮澤喜一君登壇)

不動産関連権利等調整委員会による調停における合意等は、関係者の経済合理的な判断に基づく公正かつ妥当で遂行可能なものであり、これによる債権放棄等については、合理的な経済取引というべきものであります。特定の者に特別の利益を与え、国民にその補てんを強いるものとの御懸念は当たらないと考えています。

○國務大臣(宮澤喜一君登壇)

不動産関連権利等調整法案が、借りたものは返すという規範を否定するとの御指摘であります。が、債務者への支援は、その事業の将来性等を踏まえ、債務者、債務者双方にメリットがある場合に、合意に基づきなされるものであります。債務者においても自助努力を行つて再建を図つていふものであります。本制度が初步的なコモンセンスを否定するとの御指摘は当たらないと考えております。

○國務大臣(西田司君)

裁判所の担当職員の増員等の措置が急務ではないとのお尋ねであります。本法案を提出した

趣旨は、金融の現状にかんがみ、金融機関の債権

処理の促進のため、担保不動産等に関連する権利

を考えております。

○國務大臣(西田司君)

取り立て屋及び整理屋が多く存在することについてのお尋ねであります。債権回収について見られるとして認識しております。警察において所要の取り締まりを行い、適切に対応しているものと

考えております。

官 報 (号 外)

次に、サービス一者が暴力団や総会屋の資金源となる可能性についてのお尋ねであります。が、暴力団等が債権回収に介入し、これを資金源とするところが懸念されるところであり、このため、この法律案においては、暴力団関係企業等を許可の対象から外すなどの措置が講じられているものと承知しております。

そこで、警察としてはこの法案で十分であるかというお尋ねであります。この法案においては、暴力団排除に警察庁長官が協力する仕組みが整えられており、これにより暴力団排除の目的を達成できるものと考えております。私といたしましても、その適用の万全を期するよう警察庁を奮闘してまいります。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 加藤六月君。

（加藤）月額料は、自由度を有して、西原社長が、金融再生トータルプラン二法案に対し、質疑をいたします。

齊藤に先立ち、先般ロシアの大統領が下院における辞職勧告の可決を受けて、全閣僚を退陣させました。しかも、みずから手で解任した

Chernobyl Nuclear Power Plant to succeed him in his role as head of the plant. He has been assigned to handle the cleanup operation there. In addition, he will be in charge of the safety of nuclear power plants throughout the country.

総理は、前内閣の方針を継続するとして述べられましたが、総理の方針にお変わりないか、まずもってお伺いいたします。

さて、政府は、長銀に公的資金を投入することを決めました。長銀問題については、自民党に対する四千二百万円もの政治献金疑惑や、かつて退

職した役員は二十五億円とも報道されている退職慰労金を支払った問題等について、大蔵委員会において解明のための開会を強く要求いたしましたが、政府・与党はこれを拒否し続けてまいりました。

託銀行の社長を呼びつけ、総理、大蔵大臣、官房長官が合併を強要するなど、余りにも露骨な政治介入であり、もはや法治国家の体をしておりません。これは超法規的措置であり、国民を愚弄し、国会を軽視するものであります。これでは、いつまでたってもわが国金融システムの安定は望むべくもありません。(拍手)

法案の質疑に先立つて、お伺いいたします。

第一に、政府は、本年二月に、健全な銀行として長銀に公的資金千七百億円を資本注入いたしましたが、果たして審査基準はクリアしていただしようか。今日、長銀が破綻寸前までに追い込まれていることについて、責任をどのようにお考えですか。

第二に、長銀に新たな公的資金を投入するのは、現行法上でも可能なのですか。また、金額は幾らなのでありますか。

第三に、長銀は債務超過ではないのですか。関連企業に債務を隠し、飛ばしている実態は絶対にありませんか。関係会社を通じて、有名な不動産屋歌手に多額の融資をしていたという報道もあります。これらは不良債権になつていないのであります。これらは不良債権になつていないのであります。

第四に、このような従来型の救済合併、譲送船団方式を今後も続けるおつもりでございますか。

第五に、総理、大蔵大臣は、さきの予算委員会においても、大手銀行に対してはブリッジバンクは適用できない、あるいは適用すべきではないといった趣旨の答弁をしておられます。実際には使えないものを、なぜ国会に提案されるのか。ブリッジバンク法案が必要かどうかにかかる重大な問題であります。ブリッジバンクは、現実の問題として、規模の大小を問わず適用できるのですか、明確にお答えいただきたい。

第六に、大蔵大臣、日本銀行総裁は、国際的影響とたびたび述べておられます、国際的影響が大きいのは大銀行に限ったものではありません。

国際的影響が大きい各種大企業すべてを公的資金で救済するおつもりでございますか。ツー・ピッグ・ツー・フェール、つまり、大き過ぎてつぶせないということをどのようにお考えですか、答弁を求めます。

政府みずから法案不備の責任を国会に押しつけて、この法案が通らないことになる、一刻も早く成立させていただきたい」と言われますが、これは、まさに一年前の住専国会と同じ構図であります。

在野党はおれいして、政府・自民党は、このおも案が成立しなければ金融システム不安が起こると
言い、預金を取り扱わない住専の処理に六千八百五十億円の血税を投じました。しかし、不良債権処理の見通しは全く外れ、北海道拓殖銀行や山一正券が破綻(しま)った。主導九里以降の改選は、

請考が研究してござる在庫外取引の政策は、ついで、場当たり、先送りの連続であり、これらの失政が積み重なって今日の金融不安を招いているのであります。(拍手)

我々自由党は、不良債権問題に決着をつけた上で、金融ビッグバンを開始せよと主張してきました。政府の政策手順は、明らかに誤っておりま

金融システムの安定とは、金融機関の健全化ということにはなりません。優勝劣敗による淘汰、自己責任と市場原理を生かして、我が国金融機関の本質をどうつぶさないようにします。市場

機関の依頼強化を行わなければならぬません。
市場メカニズムを尊重し、預金者保護、金融システムの維持に万全を期すのが正しい政策態度であります。また、行政介入を減らすことこそ、透明性生を

保守・自民党が是棄しておられる金融再生主義は、行財政の運営からして、まさに過度な高め、信頼を取り戻す唯一の方策なのであります。

政府、自ら立ちあわせをしておられる金融界と、タルプランは、自己責任に基づく金融行政、譲送船団行政からの脱却という方向性とは全く逆であります。ブリッジバンクは、破綻金融機関に生命維持装置を取りつけ、公的資金を際限なく投入する道を開くものであります。

お尋ねいたします。

第一に、現在、金融監督庁と日本銀行が大手十行に検査、考查に入っております。この検査に基づき、具体的な不良債権償却や引き当てのめど、海外業務から撤退やリストラを促すような業務改善命令を示すおつもりはあるのかどうか。加えて、長銀のリストラ計画の発表と今回の検査は関係があるのですか、ないのですか。

第二に、この検査結果に基づいて破綻認定を行うのですか。また、公的資金を投入する場合は、検査結果を公表するべきであります。

第三に、五年もの存続期間を設定してしまえば、預金者は急速に預金を引き出す一方、本当に健全な借り手は他の金融機関へ移り、結局、不良債権や問題債権ばかりがブリッジバンクに残るのではないか。

第四に、生きているのか死んでいるのかわからぬような金融機関を五年も公的資金により存続させたり、弱い金融機関を合併などで無理やり存続させても、健全金融機関に害を与える、市場から拒絶反応が起きたされるのではないか。

第五に、これらの問題債権は、ブリッジバンクが閉鎖された途端、つまり政府が融資を打ち切った途端に倒産し、不良債権となってしまうのではないか。

以上、明確な答弁を求めます。

次に、不動産関連権利等調整委員会等について、お伺いいたします。

委員会を離れみのに、債権債務関係を調査により帳消しし、無税債権範囲を拡大するのは、形を変えた公的資金の投入にはかなりません。安易な債権放棄の促進は、借り手のモラルハザードを生じさせます。

総理にお伺いいたします。

第一に、錯綜した権利関係を調整するというのなら、なぜ強制力を持たせなかつたのですか。

第二に、調停等の対象を企業の再建を目指す場合としておりますが、不良債権問題の大半は、再

建設困難な企業に係る担保不動産であります。案件が余りにも限定されてしまうのではないか。

第三に、債権を放棄された企業は、実質破綻認定を受けたも同然であり、その後も経営を続けていけるとお考へでしょうか。

第四に、調停が不調であった場合、その案件は解決不可能ということになり、壇漬けになってしまふか、結局、倒産法によって解決する事態に追い込まれるのではありませんか。

本来、我が国の金融システム安定のための議論が行われなければならないはずのこの臨時国会が、破綻金融機関処理のみの議論に終始していることはまことに残念であり、憂慮すべき事態であると言わざるを得ません。

預金者は、預金保険により全額保護されておりません。また、公的受け皿銀行をつくっても、決済システムの維持に國や日本銀行が責任を負って、デフォルトを起さないようにするのは当然であります。借り手は、信用保証協会と中小企業信用保険公庫などを拡充強化することによって支援することが十分可能です。つまり、ブリッジバンクは、逆に問題点の方が多く、つくるべきではありません。破綻金融機関は例外なく清算するべきであります。

また、政府は、不良債権問題を処理すれば景気が回復すると言われますが、その考へは誤っており、むしろ逆であります。これまで不良債権の処理が進まなかつた最大の原因是、歐米の例を見るまでもなく、政府・自民党が景気回復最優先政策をとらなかったからであります。景気が回復すれば、第一分類と言われる債権は健全債権となります。また、金融機関の体力が回復すれば、償却するなり売却するなり、処理することが可能となります。不良債権そのものや担保となつていてる不動産の買い手も、景気が回復すれば続々あらわれてきます。

我々自由党は、不良債権を抜本的に処理する、そのために、消費税を三%に、行革減税により所

得税、住民税を半分に、法人税を国際水準に、民法上の特例や刑事訴追権を付与した強力な不良債権回収機関の設立、これらのこととを一貫して主張してきた唯一の党であります。(拍手)

金融再生トータルプランには、競売手続の迅速化やサービス設立のための法案も含まれておりますが、これらはすべて、景気が回復しなければ機能しないものばかりであります。

最後にお伺いいたします。

この金融システム不安は、政府を初めとする監督当局や金融機関に対する信用不安が原因であります。國民から信任を得ていない小渕自民党内閣に、金融システム不安解消ができるわけなどありません。総理の御所見を伺い、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣小渕恵三君登壇〕

○内閣総理大臣小渕恵三君 加藤六月議員にお答え申し上げます。

対口政策についてまずお尋ねがございましたが、今回のロシア内閣の総辞職は、基本的にロシアの経済金融情勢の混乱を受けた内政上の問題が原因であると考えられ、ロシアの対日政策に大きな変更はないと考えております。我が国といたしましては、日ロ関係の今までの流れを変えるつもりはありません。

長銀は債務超過ではないかとのお尋ねでございま

すが、本年三月期の長銀の自己査定及びそれに

対する日銀査定によれば、債務超過ではないと承知いたしております。また、長銀を含め主要十九

行に対する今回の検査におきましては、被検査金融機関のみならず、当該金融機関を通じ、関連会

社についても、その資産内容の的確な実態把握に努めておるところでございます。

今回の長銀支援についてのお尋ねでござります

が、住友信託と長銀の合併構想は両行の経営戦略に基づいた合併であり、また、これを円滑に実施

するために長銀が申請することとなる資本注入に

対しても、政府として、金融機能安定化緊急措置法の趣旨を踏まえ、審査基準に沿って適切に対応

するものであり、従来型の救済合併、譲送船団方

式との御批判は当たらないと考えております。

ブリッジバンク制度の適用についてのお尋ねで

おりはなく、ロシア側との間で、さきのクラスノヤ

ルスク及び川奈会談での合意に基づいて、関係の

前進を図っていく考え方でございます。

本年三月の長銀への資本注入についてのお尋ね

でありますましたが、資本注入に当たりましては、審査基準に基づき、金融危機管理審査委員会の厳正な審査を経て決定されたものと認識しております。また、長銀につしましては、破綻ではなく、健全化のためのものであります。ただし、長銀が前提とした抜本的な不良債権処理を行つことに伴い、一時的に過少資本となることから、資本注入を申請するものと承知をいたしております。

公的ブリッジバンクには不良債権ばかりが残るのではないかとのお尋ねでございましたが、公的ブリッジバンクは、善意かつ健全な借り手に係る債権のみを引き継ぐことなどから、基本的に健全な財務内容を持つ金融機関であり、原則として二年以内に民間金融機関への速やかな移管を図ることといたしております。

金融システムの安定についてのお尋ねでございました。

今般のブリッジバンク法案は、個別金融機関の

救済ではなく、預金者保護や、善意かつ健全な借

り手の対策に資するものでありまして、金融再生

トータルプランのその他の項目の実施と相まつ

法令にのつとり、最善と思われる措置を講ずる所存でございます。

検査報告に基づいて業務改善命令を発出するか

とのお尋ねであります。現在行われておる主要

十九行に対する検査の結果、必要がありますれば、早期に正措置に基づく業務改善命令等、厳正な対応を行うことといたしております。

また、今般発表されました海外業務からの撤退等の長銀のリストラ計画につきましては、住友信託銀行との合併に向けた取り組みの一環としてのものであると認識しております。現在行われている同行に対する検査と直接関係するものではございません。

等の長銀のリストラ計画につきましては、住友信託銀行との合併に向けた取り組みの一環としてのものであると認識しております。現在行われている同行に対する検査と直接関係するものではございません。

検査結果に基づいて破綻認定を行つかとのお尋ねであります。先ほども申し上げましたとおり、検査の結果、必要があれば、早期に正措置に基づく厳正な対応を行つことといたしております。

検査結果に基づいて破綻認定を行つかとのお尋ねであります。先ほども申し上げましたとおり、検査の結果、必要があれば、早期に正措置に基づく厳正な対応を行つことといたしておられます。

他方、個別金融機関の検査結果の公表につきましては、取引先に不測の損害を与えたり、個別私企業の経営内容を当事者の意に反して開示することになる等の問題があるほか、場合によりましては、信用秩序維持に不測の影響を及ぼすおそれがありますので、公表することは適当でないと考えております。

他方、個別金融機関の検査結果の公表につきましては、取引先に不測の損害を与えたり、個別私企業の経営内容を当事者の意に反して開示することになります。

公的ブリッジバンクには不良債権ばかりが残るのではないかとのお尋ねでございましたが、公的

ブリッジバンクは、善意かつ健全な借り手に係る債権のみを引き継ぐことなどから、基本的に健全

な財務内容を持つ金融機関であり、原則として二年以内に民間金融機関への速やかな移管を図ることといたしております。

金融システムの安定についてのお尋ねでございました。

今般のブリッジバンク法案は、個別金融機関の

救済ではなく、預金者保護や、善意かつ健全な借

り手の対策に資するものでありまして、金融再生

トータルプランのその他の項目の実施と相まつ

官 報 (号)

て、不良債権の抜本的処理及び金融システムの安定化に万全を期するものでござります。

公的ブリッジバンクの問題債権についてのお尋ねでございましたが、公的ブリッジバンクは、善意かつ健全な借り手に係る債権のみを引き継ぐことなどから、基本的には健全な財務内容を持つた金融機関として、民間金融機関への速やかな移管が期待されるところであります。

不動産関連権利等調整委員会に強制力を付与しないのかとのお尋ねでございました。

本委員会は、不動産の効果的な処分を通じた債務者の事業の再建等を図りますが、これは同時に債務者の債権を健全なものとする効果があります。こうした案件は、本委員会の仲介を得て、関係者が経済合理性に基づいて判断し、任意の合意に基づき解決することがふさわしいと考えております。

本委員会の対象案件が限定されるとの御指摘でございますが、事業の再建の見込みのある債務者については、さらなる経営悪化による債務の一層の不良化を防止するためにも、集中的に早期処理を図る必要があります。また、このような債務者に係る事実につき、中立的な第三者の調整が求められるケースも相当あると考えております。

債権を放棄された企業がその後も経営を続けるかとの御質問でございましたが、本委員会の調停等は、企業の再建等を通じて不良債権の処理を図るために関係者間の合意を促進するものであり、また、従来におきましても、事業の再建のため、関係者の債権放棄等の支援を受けつつ、債務者が自助努力で再建を図るという例が見られるところであります。

調停が不調の場合についてのお尋ねでしたが、本委員会は、再建可能性のある企業につき、倒産法制度の適用に至る前に、関係者間の合意に基づき、不動産の任意処分を可能にすること等により、できる限りその再建等を図っていくことをするものであることは御理解いただきたいと考えます。

不動産関連権利等調整委員会に強制力を付与しないのかとのお尋ねでございました。

本委員会は、不動産の効果的な処分を通じた債務者の事業の再建等を図りますが、これは同時に債務者の債権を健全なものとする効果があります。こうした案件は、本委員会の仲介を得て、関係者が経済合理性に基づいて判断し、任意の合意に基づき解決することがふさわしいと考えております。

本委員会の対象案件が限定されるとの御指摘でございますが、事業の再建の見込みのある債務者については、さらなる経営悪化による債務の一層の不良化を防止するためにも、集中的に早期処理を図る必要があります。また、このような債務者に係る事実につき、中立的な第三者の調整が求められるケースも相当あると考えております。

債権を放棄された企業がその後も経営を続けるかとの御質問でございましたが、本委員会の調停等は、企業の再建等を通じて不良債権の処理を図るために関係者間の合意を促進するものであり、また、従来におきましても、事業の再建のため、関係者の債権放棄等の支援を受けつつ、債務者が自助努力で再建を図るという例が見られるところであります。

調停が不調の場合についてのお尋ねでしたが、本委員会は、再建可能性のある企業につき、倒産法制度の適用に至る前に、関係者間の合意に基づき、不動産の任意処分を可能にすること等により、できる限りその再建等を図っていくことをするものであることは御理解いただきたいと考えます。

不動産関連権利等調整委員会に強制力を付与しないのかとのお尋ねでございました。

す。

最後に、政府といたしましては、経済、金融の状況が大きく変動する中で、金融システムの安定性確保を図るため、これまで、その時々で必要となるなどから、基本的には健全な財務内容を持つた金融機関として、民間金融機関への速やかな移管が期待されるところであります。

不動産関連権利等調整委員会に強制力を付与しないのかとのお尋ねでございました。

本委員会は、不動産の効果的な処分を通じた債務者の事業の再建等を図りますが、これは同時に債務者の債権を健全なものとする効果があります。こうした案件は、本委員会の仲介を得て、関係者が経済合理性に基づいて判断し、任意の合意に基づき解決することがふさわしいと考えております。

本委員会の対象案件が限定されるとの御指摘でございますが、事業の再建の見込みのある債務者については、さらなる経営悪化による債務の一層の不良化を防止するためにも、集中的に早期処理を図る必要があります。また、このような債務者に係る事実につき、中立的な第三者の調整が求められるケースも相当あると考えております。

債権を放棄された企業がその後も経営を続けるかとの御質問でございましたが、本委員会の調停等は、企業の再建等を通じて不良債権の処理を図るために関係者間の合意を促進するものであり、また、従来におきましても、事業の再建のため、関係者の債権放棄等の支援を受けつつ、債務者が自助努力で再建を図るという例が見られるところであります。

調停が不調の場合についてのお尋ねでしたが、本委員会は、再建可能性のある企業につき、倒産法制度の適用に至る前に、関係者間の合意に基づき、不動産の任意処分を可能にすること等により、できる限りその再建等を図っていくことをするものであることは御理解いただきたいと考えます。

せんから解散せざるを得ないということにならうかと思いますが、それは大変ゆるしい事態でござります。

これに対し、ブリッジバンクの制度を発動いたしますれば、これは公的管理のもとに入りまして、そして優良なお客さんが保護されるのみならず、二年間は少なくとも内容がよくなりますので、というのは、不良財産を回収銀行が買えます。政府といたしましては、金融再生トータルプランに盛り込まれた措置の早期かつ一体的な実現に努めることによりまして、金融機関の不良債権問題の解決に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えを申し上げました。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○國務大臣(宮澤喜一君登壇)

大部分総理が御答弁に

なられましたので、一、二点申し上げます。

本年三月、長銀へ資本注入したときのこと

でござりますけれども、審査基準がございまして、そ

れに基づきまして、金融危機管理審査委員会が厳

正な審査を経て決定いたしました。その間、問題

はなかつたと承知をいたしております。

それから、ブリッジバンクのこと

でござります

が、私どもは、委員会におきましても、これは大

きにかかわらず適用があるということを申し上げ

てまいりましたが、御質問の中に、それは形式的

なことであって、実務的には大は無理であろうと

いうお尋ねがございましたのですが、先ほど畠畠

君にこれは申し上げたことでござりますが、仮

に、仮にございますが、大銀行が別に合併など

の構想がないままに破綻してしまった場合に

は、実は救済の方法が極めて少ないので、冷

酷な貸し渋りを行っている大手銀行、長銀に対し

て、六千億円とも一兆円とも言われる莫大な税金

を投入するのでしょうか。金融システムの安定の

ためと言えすれば、何をやっても許されるの

か。多くの国民が怒りの声を上げております。

長銀や関連ノンバンクの不良債権が一体なぜつ

くられたのか、だれに責任があるのか、肝心かな

せんから解散せざるを得ないということにならうかと思いますが、それは大変ゆるしい事態でござります。

これに対し、ブリッジバンクの制度を発動いたしますれば、これは公的管理のもとに入りまして、そして優良なお客さんが保護されるのみならず、二年間は少なくとも内容がよくなりますので、というのは、不良財産を回収銀行が買えます。政府といたしましては、金融再生トータルプランに盛り込まれた措置の早期かつ一体的な実現に努めることによりまして、金融機関の不良債権問題の解決に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えを申し上げました。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○國務大臣(宮澤喜一君登壇)

大部分総理が御答弁に

なられましたので、一、二点申し上げます。

本年三月、長銀へ資本注入したときのこと

でござりますけれども、審査基準がございまして、そ

れに基づきまして、金融危機管理審査委員会が厳

正な審査を経て決定いたしました。その間、問題

はなかつたと承知をいたしております。

それから、ブリッジバンクのこと

でござります

が、私どもは、委員会におきましても、これは大

きにかかわらず適用があるということを申し上げ

てまいりましたが、御質問の中に、それは形式的

なことであって、実務的には大は無理であろうと

いうお尋ねがございましたのですが、先ほど畠畠

君にこれは申し上げたことでござりますが、仮

に、仮にございますが、大銀行が別に合併など

の構想がないままに破綻してしまった場合に

は、実は救済の方法が極めて少ないので、冷

酷な貸し渋りを行っている大手銀行、長銀に対し

て、六千億円とも一兆円とも言われる莫大な税金

を投入するのでしょうか。金融システムの安定の

ためと言えすれば、何をやっても許されるの

か。多くの国民が怒りの声を上げております。

長銀や関連ノンバンクの不良債権が一体なぜつ

くられたのか、だれに責任があるのか、肝心かな

せんから解散せざるを得ないということにならうかと思いますが、それは大変ゆるしい事態でござります。

これに対し、ブリッジバンクの制度を発動いたしますれば、これは公的管理のもとに入りまして、そして優良なお客さんが保護されるのみならず、二年間は少なくとも内容がよくなりますので、というのは、不良財産を回収銀行が買えます。政府といたしましては、金融再生トータルプランに盛り込まれた措置の早期かつ一体的な実現に努めることによりまして、金融機関の不良債権問題の解決に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えを申し上げました。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○國務大臣(宮澤喜一君登壇)

大部分総理が御答弁に

なられましたので、一、二点申し上げます。

本年三月、長銀へ資本注入したときのこと

でござりますけれども、審査基準がございまして、そ

れに基づきまして、金融危機管理審査委員会が厳

正な審査を経て決定いたしました。その間、問題

はなかつたと承知をいたしております。

それから、ブリッジバンクのこと

でござります

が、私どもは、委員会におきましても、これは大

きにかかわらず適用があるということを申し上げ

てまいりましたが、御質問の中に、それは形式的

なことであって、実務的には大は無理であろうと

いうお尋ねがございましたのですが、先ほど畠畠

君にこれは申し上げたことでござりますが、仮

に、仮にございますが、大銀行が別に合併など

の構想がないままに破綻してしまった場合に

は、実は救済の方法が極めて少ないので、冷

酷な貸し渋りを行っている大手銀行、長銀に対し

て、六千億円とも一兆円とも言われる莫大な税金

を投入するのでしょうか。金融システムの安定の

ためと言えすれば、何をやっても許されるの

か。多くの国民が怒りの声を上げております。

長銀や関連ノンバンクの不良債権が一体なぜつ

くられたのか、だれに責任があるのか、肝心かな

せんから解散せざるを得ないということにならうかと思いますが、それは大変ゆるしい事態でござります。

これに対し、ブリッジバンクの制度を発動いたしますれば、これは公的管理のもとに入りまして、そして優良なお客さんが保護されるのみならず、二年間は少なくとも内容がよくなりますので、というのは、不良財産を回収銀行が買えます。政府といたしましては、金融再生トータルプランに盛り込まれた措置の早期かつ一体的な実現に努めることによりまして、金融機関の不良債権問題の解決に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えを申し上げました。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○國務大臣(宮澤喜一君登壇)

大部分総理が御答弁に

なられましたので、一、二点申し上げます。

本年三月、長銀へ資本注入したときのこと

でござりますけれども、審査基準がございまして、そ

れに基づきまして、金融危機管理審査委員会が厳

正な審査を経て決定いたしました。その間、問題

はなかつたと承知をいたしております。

それから、ブリッジバンクのこと

でござります

が、私どもは、委員会におきましても、これは大

きにかかわらず適用があるということを申し上げ

てまいりましたが、御質問の中に、それは形式的

なことであって、実務的には大は無理であろうと

いうお尋ねがございましたのですが、先ほど畠畠

君にこれは申し上げたことでござりますが、仮

に、仮にございますが、大銀行が別に合併など

の構想がないままに破綻してしまった場合に

は、実は救済の方法が極めて少ないので、冷

酷な貸し渋りを行っている大手銀行、長銀に対し

て、六千億円とも一兆円とも言われる莫大な税金

を投入するのでしょうか。金融システムの安定の

ためと言えすれば、何をやっても許されるの

か。多くの国民が怒りの声を上げております。

長銀や関連ノンバンクの不良債権が一体なぜつ

くられたのか、だれに責任があるのか、肝心かな

せんから解散せざるを得ないということにならうかと思いますが、それは大変ゆるしい事態でござります。

これに対し、ブリッジバンクの制度を発動いたしますれば、これは公的管理のもとに入りまして、そして優良なお客さんが保護されるのみならず、二年間は少なくとも内容がよくなりますので、というのは、不良財産を回収銀行が買えます。政府といたしましては、金融再生トータルプランに盛り込まれた措置の早期かつ一体的な実現に努めることによりまして、金融機関の不良債権問題の解決に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えを申し上げました。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○國務大臣(宮澤喜一君登壇)

大部分総理が御答弁に

なられましたので、一、二点申し上げます。

本年三月、長銀へ資本注入したときのこと

でござりますけれども、審査基準がございまして、そ

れに基づきまして、金融危機管理審査委員会が厳

正な審査を経て決定いたしました。その間、問題

はなかつたと承知をいたしております。

それから、ブリッジバンクのこと

でござります

が、私どもは、委員会におきましても、これは大

きにかかわらず適用があるということを申し上げ

てまいりましたが、御質問の中に、それは形式的

なことであって、実務的には大は無理であろうと

いうお尋ねがございましたのですが、先ほど畠畠

君にこれは申し上げたことでござりますが、仮

に、仮にございますが、大銀行が別に合併など

の構想がないままに破綻してしまった場合に

は、実は救済の方法が極めて少ないので、冷

酷な貸し渋りを行っている大手銀行、長銀に対し

て、六千億円とも一兆円とも言われる莫大な税金

を投入するのでしょうか。金融システムの安定の

ためと言えすれば、何をやっても許されるの

か。多くの国民が怒りの声を上げております。

長銀や関連ノンバンクの不良債権が一体なぜつ

くられたのか、だれに責任があるのか、肝心かな

せんから解散せざるを得ないということにならうかと思いますが、それは大変ゆるしい事態でござります。

これに対し、ブリッジバンクの制度を発動いたしますれば、これは公的管理のもとに入りまして、そして優良なお客さんが保護されるのみならず、二年間は少なくとも内容がよくなりますので、というのは、不良財産を回収銀行が買えます。政府といたしましては、金融再生トータルプランに盛り込まれた措置の早期かつ一体的な実現に努めることによりまして、金融機関の不良債権問題の解決に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えを申し上げました。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○國務大臣(宮澤喜一君登壇)

大部分総理が御答弁に

なられましたので、一、二点申し上げます。

本年三月、長銀へ資本注入したときのこと

でござりますけれども、審査基準がございまして、そ

れに基づきまして、金融危機管理審査委員会が厳

正な審査を経て決定いたしました。その間、問題

はなかつたと承知をいたしております。

それから、ブリッジバンクのこと

でござります

が、私どもは、委員会におきましても、これは大

きにかかわらず適用があるということを申し上げ

てまいりましたが、御質問の中に、それは形式的

なことであって、実務的には大は無理であろうと

いうお尋ねがございましたのですが、先ほど畠畠

君にこれは申し上げたことでござりますが、仮

に、仮にございますが、大銀行が別に合併など

の構想がないままに破綻してしまった場合に

は、実は救済の方法が極めて少ないので、冷

酷な貸し渋りを行っている大手銀行、長銀に対し

て、六千億円とも一兆円とも言われる莫大な税金

を投入するのでしょうか。金融システムの安定の

ためと言えすれば、何をやっても許されるの

か。多くの国民が怒りの声を上げております。

長銀や関連ノンバンクの不良債権が一体なぜつ

くられたのか、だれに責任があるのか、肝心かな

せんから解散せざるを得ないということにならうかと思いますが、それは大変ゆるしい事態でござります。

これに対し、ブリッジバンクの制度を発動いたしますれば、これは公的管理のもとに入りまして、そして優良なお客さんが保護されるのみならず、二年間は少なくとも内容がよくなりますので、というのは、不良財産を回収銀行が買えます。政府といたしましては、金融再生トータルプランに盛り

昨年十一月に発表されたアメリカ財務省リポートは、モラルハザードの防止について言及し、もし市場関係者が、自分たちが誤りを犯しても常に政府が救済すれば、彼らは失つものは何もなく、どのようなリスクを冒しても得るものばかりとなってしまう、このように述べ、納税者に負担をかけない原則を強調しているのであります。總理、アメリカのこの到達点から真剣に学ぶべきでありますか。

であります。これは、政府・自民党が手本とするアメリカのブリッジバンクでも、戦前の金融恐慌のときに受け皿銀行として設立された昭和銀行でも貰かれた当たり前の原則であります。

みずから責任と負担で処理する原則を確立してこそ、金融業界の中にこの問題に真剣に取り組む姿勢が生まれ、コストも最小限に済ませるという自己規律も働くのであります。その決意は全くないのか、答弁を求めます。

宮澤信相は、実はその点は私も憂いを同じくして
いる所と述べました。しかし、要いで済む問題では
ありません。善意の借り手保護の保障のない本法
案は、看板に偽りありと言わざるを得ないのであ
ります。(拍手)

等しいではありませんか。納得いく説明を求めるます。

景気対策を重視するなら、このような銀行支援策ではなく、冷え込んだ国民生活への支援こそ優先されるべき課題であります。最近のIMFの対日経済審査報告でも、何人かの理事からは一時的な消費税率の引き下げも検討すべきとの意見が出た、と述べられているではありませんか。

不良債権の処理も、銀行経営の危機も、せんじ

次に、法案の内容についてお聞きをします。この仕組みの最大の特徴は、さまざまなるルートで公的資金の投入を可能にしていることであります。宮澤喜一はマスコミのインタビューで、足らなければ幾らでも積むと述べています。これは、三十兆円にとどまらず、事实上無制限に公的資金を投入しようとするものではあります。一体、幾ら投入するつもりでしょうか。

第一は、ブリッジバンク法案の最大の眼目としている借り手保護の問題についてであります。この問題で重大なのは、どこまでが処理を急ぐべき不良債権か、この点をはつきりさせることであります。ノンバンクやゼネコンなどへの投機的目的の融資かそうでないかは、稟議書などを見ればすぐにわかることがあります。不況のもとで赤字経営に陥っている中小企業を一律に不良債権と

ばよい、こういう立場に立っているのであります。先日、我が党は、血税を投入された大手銀行が、翌月には、順調に返済中の貸出先に対しても資金回収を指示していたことを示す内部文書を明らかにし、露骨な中小企業つぶしだと追及しました。このような大手銀行の横暴を止す強力な行政指導こそ政府に求められているのです。ありません

詰めれば、消費不況を打開し、実体経済を立て直す思い切った対策いかんにかかっていると言つても言い過ぎではありません。消費税を三%に戻すこと、社会保障の充実や雇用対策など、国民の将来不安を取り除く対策を緊急に断行することを改めて求めるものであります。(拍手)

最後に、法案審議に関連して、一言申し上げます。

この点について小淵総理は、我が党の不破哲三委員長の本会議質問に対し、今後の不良債権の処理に伴う公的資金の額を現時点で予測することは困難と答弁をいたしました。全く無責任であります。公的資金を投入する仕組みはつくるけれども、その額がどんなにふえても構わないというのでしょうか。改めて明確な答弁を求めます。

第一の問題は、国民に三十兆を超える負担を押しつけながら、銀行業界に一円も新たな負担を求めていない点であります。多少でも負担をさせるといふなら、銀行業界に幾ら負担をさせるのか、具体的に答弁をしていただきたい。

して扱うことは、敵に戒めなければなりません。ブリッジ・バンクは、破綻銀行の債権のうち、善意、健全な借り手のものだけ引き継ぐとされています。しかし、その判断基準は極めて不明確であります。法案には善意という言葉は一言もあります。経営の健全性、すなわち赤字か黒字かといせん。資金回収の可能性のみが重視される仕組みになっているのであります。

これでは、融資をきちんと返済し、まじめに働いている中小企業を、財務内容が赤字だという理由だけで不良債権として扱い、切り捨てるに至るではありませんか。七割以上が赤字の中小企業

第三は、不動産関連の権利等調整委員会についてであります。

その目的は、関係者が合意し、合理的な再建計画が策定されれば、金融機関が放棄した債権を損金として扱って税金をまけ、その一方、借り手の方も、本来益金となるべき債務免除を過去の損失と相殺できるようにし、ここでも税金がまけられるようにするものであります。これは、ゼネコン、不動産、ノンバンクなどの借金の権引きであり、まさに形を変えた税金の投入ではありませんか。バブルに踊ったゼネコンなどへの徳政令にならぬことはない。

審議の前提として、日本共産党はもちろん、野党はこぞって関係資料の提出を求めております。処理すべき不良債権が一体幾らあるのか。経営の実態はどうなっているのか。これらの資料を何も明らかにしないまま、法案だけ早く通せというのでは、金融機関の乱脈経営の責任を免罪するものであり、とても納得できるものではありません。関連資料を直ちに提出するよう強く求めて、私の質問を終わります。(拍手)

破綻した銀行の預金者を守り、まじめな借り手を保護することは当然であります。しかし、そのためのコストはあくまでも銀行業界が負担すべき

業は、融資の継続を受けられなくなることは明らかであります。

らない保証は一体どこにありますか。
また、調停や仲裁などの内容は公表しないとされています。これでは、密室で公金を配分するに

長銀につきましての経営責任と情報開示についてのお尋ねでございましたが、長銀が今回発表した経営合理化策では、取締役全員の辞任、役員報

不動産に関する権利等の調整に関する臨時措置法案等の趣旨説明に対する佐々木憲昭君の質疑

卷之三

融の削減、役員の退職金の支給停止、旧経営陣からの退職金の返還要請など、経営責任の明確化が図られていると承知をいたしております。また、長銀に関する情報開示につきましては、取引先への影響、信用秩序維持に与える影響等を勘案しつつ、国民の理解の得られるよう努力したいと考えております。

事実上の公的資金投入のゴーサインではないかとのお尋ねであります。公的資金の注入につきましては、資金の注入を受ける金融機関からの申請を受けて、まず金融危機管理審査委員会において判断されるものであります。政府といたしましては、本合併構想が我が国の金融システムの安定と国民経済の円滑な運営に資するとの観点から、最大限の支援を行っていきたいと考えております。

資本注入が銀行の甘えを増長させるのではないとのお尋ねであります。資本注入が公的資金の活用であることから、資本注入を受ける金融機関におきましては、一層の経営の合理化や責任ある経営体制の整備に努めるべきことは当然であると考えております。このような観点から、金融危機管理審査委員会におきましては、議決の前提として、経営の健全性の確保のための計画を提出させ、これを公表しているものであります。米国での破綻処理についてお尋ねがございました。

米国では、一九八〇年代後半に大量のSアンドLが破綻したことを受けまして、多額の公的資金を導入し、金融の危機に対処したと承知しております。その後、一九九一年の法整備で、破綻金融機関の処理方法のコスト基準の厳格化や特別保険

料の導入等が措置されたと承知しております。我が国におきましても、金融システムの安定化が迅速に図られるよう、できる限り努力を傾けてまいります。

我が國におきましても、金融システムの利ざやが拡大し、保険料の引き上げを十分負担できたという事情が存在したと聞いております。

我が國におきましても、金融システムの利ざやが拡大し、保険料の引き上げを十分負担できたという事情が存在したと聞いております。

我が國におきましても、金融システムの利ざやが拡大し、保険料の引き上げを十分負担できたという事情が存在したと聞いております。

我が國におきましても、金融システムの利ざやが拡大し、保険料の引き上げを十分負担できたという事情が存在したと聞いております。

我が國におきましても、金融システムの利ざやが拡大し、保険料の引き上げを十分負担できたという事情が存在したと聞いております。

我が國におきましても、金融システムの利ざやが拡大し、保険料の引き上げを十分負担できたとい

う程度必要になるかについてのお尋ねがございましたが、今般のブリッジバンク制度を活用することとなる金融機関の破綻を現時点で予測することは困難であるということは、御理解願いたいと思います。いずれにしても、さきの国会で認められた十三兆円の枠組みの中で基本的に対応してまいりたいと考えております。

大手銀行の中小企業への融資についてのお尋ねであります。金融機関は、その公共的性格を踏まえ、健全な中小企業等に円滑な資金供給を行うべきであることは言うまでもなく、金融機関の融資動向につきましては、今後とも注視してまいりたいと考えております。

不動産関連権利等調整委員会についてのお尋ねでございましたが、本委員会の調停等は、債務者の事業の再建につき、関係者の経済合理的な判断に基づく公正かつ妥当で遂行可能な合意の形成を促進するためのものであります。これによる債権放棄等も合理的な経済取引というべきものでありまして、本法律案では、これに則して税制上の取り扱いを明確化しておるものであります。したがいまして、憲政令あるいは形を変えた税金投入との御指摘は当たらないと考えております。

さらに、調停等は当事者の譲歩等を前提としておりません。

〔国務大臣吉澤喜一君登壇〕

○国務大臣(吉澤喜一君) すべて総理が御答弁なさいましたので、残りましたのは、私が何か言つた言わないということに關してでござります。

私が、住友信託の社長に、必要な資金は幾らでありますと言つて合併を説得したというようなことはございません。そんな大それたことは申しません。

私が、住友信託の社長に、必要な資金は幾らでありますと言つて合併を説得したというようなことはございません。そんな大それたことは申しません。

報(号外)

○副議長(渡辺恒三君) 渡辺健一君。

(渡辺健一君登壇)

○渡辺健一君 私は、ただいま議題となりましたいわゆる金融再生トータルプラン関連六法案のうち、特に、闇法であります金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法案、不動産に関連する権利等の調整に関する臨時措置法案の二法案に対し、社会民主党・市民連合を代表して、質問をいたします。

まず、前者の法案を論議する前提として、明確にしておきたいことがあります。

それは、民間の受け皿銀行があくまで主体であるべきということです。つまりは、仮にブリッジバンク方式を導入するとしても、最後の安全弁としての意義しか有していないことを明確に認識するべきだというふうに思つておきたいまです。民間の受け皿銀行が登場しにくい現状があるならば、その打開のための施策こそが優先されなくてはならないと言えます。

北海道拓殖銀行の破綻を受けた受け皿銀行としての北洋銀行が直面している課題から見ても、いわゆる要注意先債権に係る二次ロス問題への対処策が早急に確立されなくてはならないのではないかと存じます。民間の受け皿銀行が登場しにくい現状があるならば、その打開のための施策こそが優先されなくてはならないと言えます。

官民の受け皿銀行が登場しにくい現状があるならば、その打開のための施策こそが優先されなくてはならないと言えます。

当該債権の将来の損失リスクを懸念し、民間金融機関の積極的な名乗り出を阻害する要因にもなりかねません。

したがって、社会民主党としては、金融監督庁の検査等によって認められた債権であるという条件を付して、第一分類債権に係る二次ロス問題の懸念解消は健全な借り手対策とも重なり合う部分が多いとの認識に立ち、公的保証の付与及び優先

株の購入など、民間の受け入れ側の資金調達や自己資本充実策にこそ前向きに取り組むべきだと考えるところです。

小渕総理の御見解をお伺いいたします。

改めて触れるまでもなく、この措置は、金融安

定化特別措置法に定められた十三兆円の金融危機

管理勘定によって行われたものです。中核的な手

法には、我が党の主張を受け入れ、受け皿金融機

関の自己資本比率回復策が大前提であることが鮮

明になるとともに、重大な雇用不安につながりかねないといった国民的な評価にたえられる発動基

準も整備されました。

端的に言うならば、金融危機管理勘定が審査基

準を満たす金融機関の優先株等を引き受けること

によつて、貸し出し余力の増加に直結する各銀行

等の自己資本比率を高め、結果としての貸し済り

の解消を目指す内容であったはずでござります

が、所期の目的を十分に果たしているのか、国民

の皆さんの理解を促すことのできる説得的な御説

明を賜りたいと思います。

十三兆円の適正な使途のありようについては、

社民党も責任を共有するものであります。それゆ

えにこそ、横並び申請に警告を発するでもなく、

劣後債の利回りに若干の差別化を施しただけで一

律承認するという結果に終わった第一回目のよう

な適用事例は、率直に言って、抵抗を覚えるを

得ませんでした。不幸にして、この危惧は、現在

の長銀問題の深刻化として顕在化することになり

ました。

金融危機管理審査委員会に対する国民の信頼をいかに回復されようとするのか、審査のあり方に

抜本的なメスを入れる必要性があるとお考えか、

率直な御答弁をお願いするものであります。

同時に、適用銀行に限らず、経営責任の明確化や

合理化について、これまでのような微温的な対処

方針の変更を求めていくお考えがおありかどうか、伺います。

さらには、当該銀行等が株主への配当を従来どおり行うことと認めてもよいかという疑問も浮上し

つあります。少なくとも、公的資金の注入が行

われた決算期の配当は慎むべきだという考え方も成り立つと思慮するところですが、総理の御見解を

お示しいただきたいと存じます。

また、世界標準に合致する情報開示及び自己査

定の基準の早期の確立に向け、どのような取り組みを進めていくとされるのか、お聞かせください。

日本金融機関のバランスシートは国際的な信

認を受けておらず、それが必要以上の疑心暗鬼を

生む結果になつてゐることは、残念ながら、否

定できない事実であります。規模的には世界

に冠たる都銀等の不良債権に係る自己査定額に関

して、内外の市場の信認が得られていないという

現実は、信用を旨とする金融機関にとっては致命

的な欠陥とさえ言えます。

個々の金融機関が認識しているリスクの大きさ

と、それに対する処理が適切に行われていること

を積極的に市場に示し、説得的な説明を行つてい

ます。

このようないくつかの金融機関が守れない

規制としての強制引き当て率の適用も検討されて

いるのではないかでしょうか。

このようないくつかの金融機関が守れない

規制としての強制引き当て率の適用も検討されて

いるのではないかでしょうか。

このようないくつかの金融機関が守れない

規制としての強制引き当て率の適用も検討されて

いるのではないかでしょうか。

このようないくつかの金融機関が守れない

規制としての強制引き当て率の適用も検討されて

いるのではないかでしょうか。

報を多く与えられれば与えられるほど、市場は安心して判断を下せる」とことになりますが、ならないと思います。

したがつて、現下の最大の懸案事項である長銀への公的資金投入問題についても、まずはその不

良債権の詳細を含めた財務内容の徹底的な開示が求められていると考えるところですが、金融監督

庁を統括する責任者の立場から、情報開示に向け

どのような指導性を發揮する用意がおありか、總理の御決意をお示しください。

もとより、健全な借り手問題の解決が不良債権問題の到達点ではございません。日本経済再生の足かせとなつてゐる不良債権を早期かついかに処理させていくかが第一義であり、その促進のために不可欠な金融機関の再編、淘汰の過程で生ずる

看過できない課題として、健全な借り手に対する融資継続問題が重視される必要性があつたにすぎないという見方であります。この位置づけを忘れた論議は本末転倒であります。

不良債権処理をシステム的に促す方策の確立は焦眉の急と言えます。例えば、第一分類債権については、金融機関個々の判断による引き当てる率で事を済ませるのではなく、二年間程度の時限的措

置としての強制引き当て率の適用も検討されて

いるではないでしょうか。

すには余りにも罪深い結果さえ待っているのではないでしょうか。

強制引き当て率の適用の是非に対する認識もあわせて、宮澤大蔵大臣の明快な御答弁をお願いしたいと存じます。

さらに、ブリッジバンク方式の最終的な目的である引き受け手の登場を促していく環境をいかに整備されようとしているのか、お聞きしたいと存じます。

広く知られているところともなっておりますが、本場の米国では、貸出債権も、事業収益等を担保にする事業融資が主流であったために、転売しやすい土壤がありました。つまりは、まず最初に破綻銀行等の資産を市場で売買できる制度基盤があつた上で、より高く売るための工夫としてブリッジバンクが生まれたという経緯があったことを冷静に踏まえなくてはなりません。

このような市場が未整備のままで見切り発車されるとすれば、米国の成功例は何の参考にもならないと考えるからであります。大蔵大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

次に、不動産に関する権利等の調整に関する臨時措置法案についてお尋ねいたします。

同法案の眼目は、不良債権処理のネットとなつてゐる複雑な権利関係を、つまりは不動産担保つき不良債権をめぐるトラブルを解きほぐすことを目的とする臨時不動産関係権利調整委員会にあると考えます。

これまでの競売という法的制度を活用する手段では、時間がかかるし回収額も大きく目減りする、金融機関には二の足を踏む傾向が顕著であったという認識は、私自身もあります。結局、い

すには余りにも罪深い結果さえ待っているのではないでしょうか。

強制引き当て率の適用の是非に対する認識もあわせて、宮澤大蔵大臣の明快な御答弁をお願いしたいと存じます。

さらに、ブリッジバンク方式の最終的な目的である引き受け手の登場を促していく環境をいかに整備されようとしているのか、お聞きしたいと存じます。

広く知られているところともなっておりますが、本場の米国では、貸出債権も、事業収益等を担保にする事業融資が主流であったために、転売しやすい土壤がありました。つまりは、まず最初に破綻銀行等の資産を市場で売買できる制度基盤があつた上で、より高く売るための工夫としてブリッジバンクが生まれたという経緯があったことを冷静に踏まえなくてはなりません。

このように市場が未整備のままで見切り発車されるとすれば、米国の成功例は何の参考にもならないと考えるからであります。大蔵大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

次に、不動産に関する権利等の調整に関する臨時措置法案についてお尋ねいたします。

同法案の眼目は、不良債権処理のネットとなつてゐる複雑な権利関係を、つまりは不動産担保つき不良債権をめぐるトラブルを解きほぐすことを目的とする臨時不動産関係権利調整委員会にあると考えます。

これまでの競売という法的制度を活用する手段では、時間がかかるし回収額も大きく目減りする、金融機関には二の足を踏む傾向が顕著であったという認識は、私自身もあります。結局、い

つまでたつても土地は動かず、不良債権は帳簿から消えない。こんな状況を打開するための何らかの方策の必要性は理解できるところでもあります。

ただし、細心の注意を払うべき対象が、議論の成熟化も見ないうちにセールスポイントとして奉られただることについては、拙速の感がぬぐえないところでござります。

一例としては、関係者間の合意がまとまれば、債権者は、債権の一部を放棄するかわりに損失分を無税債却でき、債務者も、債務免除で生じた利益を累積欠損金として相殺できるようになっていける部分が挙げられます。面倒だった非課税措置が調整委員会の認定さえあれば決まるため、銀行などにおいては、不良債権を迅速に処理できるメリットが確かにあると言えます。

しかし一方、調整委員会の調停等への関心を集めるとともに、機能の確立を図りたいという思いが優先され過ぎているのではないかとの疑念も呈されております。債務免除によって不振をかこつゼネコンを救済することが真のねらいではないかとの批判については、謙虚に耳を傾けるべき必要があります。

資本注入策の貸し済り解消への効果のお尋ねであります。金融監督局が各行から聴取したところでは、安定的な資金供給の継続に寄与しているなど、資本注入には一定の効果があつたとの報告を受けておりますが、借り手企業からは、なお融資態度は厳しいとの見方があることも否定できません。いずれにせよ、金融機関の融資動向につきまして、引き続き注視いたしまります。

金融危機管理審査委員会に対する信頼回復と審査のあり方に対するお尋ねでございますが、いわゆる資本注入に当たりましては、あらかじめ公表された審査基準に基づき同委員会の厳正な審査手続を経て決定されるなど、法律に規定する手続に従い適切にその決定が行われたものと承知いたしております。今後とも資本注入に当たりましては、国民の信頼にこだえるべく、厳正な審査手続を経て決定していきことが重要であると考えております。

経営陣の退陣などの経営責任の厳格化や株主への配当の停止問題を含め、債務免除方式を適用するための不可欠の前提として整備すべきことは山

積みでいると思料するところですが、柳沢国土府長官の明確な答弁を伺つて、質問の締めくくりとなります。

〔内閣総理大臣小淵恵三君登壇〕

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 濱田健一議員にお答え申し上げます。

民間の受け皿銀行についてのますお尋ねでございましたが、民間の受け皿銀行が存在しております。破綻した銀行の受け皿となることで悪化した自己資本を改善しなければ、信用秩序の維持及び地域経済の安定に大きな支障を生ずるおそれがある場合には、公的資金による資本注入の対象といたします。

お尋ねでございます。なお、ブリッジバンク制度は、金融機関の破綻に際して民間の受け皿金融機関が登場しない場合にも適用されるものであります。

公的資金を投入した金融機関の配当につきましてのお尋ねであります。金融システムの全体の安定化を図る資本注入の制度の趣旨や、投入した公的資金は回収が前提となつていて、これが基本的に配当政策については各行の経営判断にゆだねるべきものであり、公的資金が投入されることをもつて配当が行われることを妨げる理由はないと考えます。

金融機関の情報開示についてのお尋ねであります。本年三月期から、全国銀行につきまして、米国SEC基準と同様の基準によるリスク管理債権額の開示が開始されました。来年の三月期からは全金融機関につきまして、これが連結ベースにより罰則つきで義務化されることになつておなり、これにより金融機関のディスクロージャー制度は国際的に遜色のない水準のものとなると考えます。

また、自己査定の基準につきましては、各金融機関が、当局が示しております資産区分概念に沿いまして自己査定基準を作成するものとされており

りまして、現在実施中の検査におきましても、この基準及びその運用について不適切なものがないか、実態把握をいたしておるところでございまして。

長銀の情報開示につきまして、同行が公的資金注入を要請する予定であることを踏まえ、取引先への影響、信用秩序に与える影響等を勘案しつつ、国民の理解を得られるように努力をいたしましたと考へております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣(宮澤喜一君)登壇〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 強制引き当てについてお話を伺いました。私は実はこう思つておいでございますが、今までの譲送船団方式から、今度、金融監督庁の検査が行われ、それもやがては、マニュアルによるといいますか、一つの基準に従つての検査が行われるようになりますと、おのずから銀行自身は、どのぐらい自分のところがいいのかわかるはずである。昔と違いまして、いいところはいいとやはり自分で言うようになるだらうと思います。

そこで初めて優劣がついてまいりますし、市場がそれを株価で受け取る、顧客は提供される金融商品のいい悪いを受け取る、そういう状況になりますと、おのずから区分と引き当てといふものが、やはり銀行の優劣を分けることになるだらう。

おっしゃることは、強制の引き当て率を考えることですが、日本は本当に競争に入ったところでござりますので、ただいまのところは、自由競争の中からそういう関係が生まれるこ

とが好ましいのではないかというふうに私としては思つております。

それから次に、ブリッジバンクにても最終的な目的は環境の整備だと言わされましたのは、そのとおりと思います。ブリッジバンクに入りました銀行は、整理回収銀行が不良債権を買いますから、中身はかなりよくなるはずでございますが、その上に、不良債権等の流通市場、あるいは先般の国会でSPCをつくっていただきましたので、証券化等々もそれに資してまいるであろうというふうに考えております。(拍手)

〔國務大臣(柳沢伯夫君)登壇〕

○國務大臣(柳沢伯夫君) 濱田議員から、不動産に関連する権利等の調整のスキームについて、そもそも自分自身が、何らかの方策が必要であるというふうに感じて、一定の御理解をいただきつつ、幾つかの点についてお尋ねをいただきました。

まず、税制上の措置でございますが、これについては、既に議員の御質疑の中にもありましたように、全く新たな創設的な恩恵というわけではありません。現行の税法におきましても、税務当局の事後の認容をもって確定するということではあります、が、経済的に合理的な取引によっての債務の免除等であればこれは損金として認めるというようなことが既にあるわけでござります。

今回、私どものこのスキームにおきましては、八条委員会の合議制の行政委員会というものがこれまでにかかるという事实上に着目しまして、これを明確に、いわば事前に税法上の措置を認めるところを明らかにしたというものにとどまるわけでありまして、この性格については御理解を賜

りたいと思うわけでござります。

それから第一に、ゼネコンの救済が目的だというような批判もあるけれどもどうなのだといつよいなお話があつたかと思うわけでございますが、これは、総理の答弁にもたびたびお触れいただい

たとおりと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十四分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 小渕 恵三君	大蔵大臣 宮澤 喜一君	国務大臣 堀屋 太一君
大蔵省金融企画局長 伏屋 和彦君	国務大臣 西田 司君	国務大臣 柳沢 伯夫君

○議長の報告

(勧告書受領)

一、去る十一日、人事院総裁中島忠能君から次の勧告書を受領した。

国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づく

解を私どもとして持つておるという次第であります。

官報(号外)

一般職の職員の給与等についての報告並びに給与の改定についての勅告

(委員推廩通知)

一、去る二十一日、議長は、社会保障制度審議会委員に次の議員を推廩する旨内閣に通知した。

鈴木 俊一君

金田 誠一君

一、去る二十一日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推廩する旨内閣に通知した。

越智 伊平君

自見庄三郎君

(四国地方開発特別委員会)

鷲井 久興君

仙谷 由人君

(中国地方開発特別委員会)

鈴呂 吉雄君

田中 真紀子君

(離島振興対策特別委員会)

遠藤 武彦君

鷲井 久興君

(豪雪地帯対策特別委員会)

鈴呂 吉雄君

越智 伊平君

(政府委員承認)

鷲井 久興君

田中 真紀子君

一、去る十一日、伊藤議長は、小渕内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房副長官 鈴木 宗男

上杉 光弘

内閣参事官 兼内閣総理大臣官房会計課長 松田 隆利

尾見 博武

内閣審議官兼中央省厅等 改革推進本部事務局次長 春議室長

内閣官房内閣内政 改革推進本部事務局次長

内閣審議官兼大臣官房内閣内政 春議室長

竹島 一彦

内閣審議官 安達 優雄

同 白須 光美

内閣官房内閣外政 安全保全・危機管理室長

同 江間 清一

内閣官房内閣広報室長

同 上村 知昭

内閣官房内閣広報室長

同 房広報室長

内閣法制局長官

同 大森 政輔

内閣法制局次長

同 津野 修

内閣法制局第一部長

同 秋山 收

内閣法制局第二部長

同 宮崎 礼壹

内閣法制局第三部長

同 阪田 雅裕

人事院事務総局任用局長

同 野田 哲也

人事院事務総局給与局長

同 尾木 忠能

人事院事務総局職員局長

同 中島 忠能

人事院事務総局監督局長

同 森田 衡

人事院事務総局研究開発局長

同 尾木 雄

人事院事務総局企画調査局長

同 佐藤 信

人事院事務総局人事局長

同 佐藤 正紀

人事院事務総局政策局長

同 武政 和夫

人事院事務総局研究開発局長

同 佐藤 信

人事院事務総局企画調査局長

同 佐藤 正紀

人事院事務総局人事局長

同 武政 和夫

人事院事務総局政策局長

同 佐藤 信

人事院事務総局研究開発局長

同 佐藤 信

人事院事務総局企画調査局長

同 佐藤 信

人事院事務総局人事局長

同 佐藤 信

人事院事務総局政策局長

同 佐藤 信

人事院事務総局研究開発局長

同 佐藤 信

人事院事務総局企画調査局長

同 佐藤 信

人事院事務総局人事局長

同 佐藤 信

人事院事務総局政策局長

同 佐藤 信

人事院事務総局研究開発局長

同 佐藤 信

人事院事務総局企画調査局長

同 佐藤 信

人事院事務総局人事局長

同 佐藤 信

人事院事務総局政策局長

同 佐藤 信

人事院事務総局研究開発局長

同 佐藤 信

人事院事務総局企画調査局長

同 佐藤 信

人事院事務総局人事局長

同 佐藤 信

人事院事務総局政策局長

同 佐藤 信

人事院事務総局研究開発局長

同 佐藤 信

人事院事務総局企画調査局長

同 佐藤 信

人事院事務総局人事局長

同 佐藤 信

人事院事務総局政策局長

同 佐藤 信

人事院事務総局研究開発局長

同 佐藤 信

人事院事務総局企画調査局長

同 佐藤 信

内閣審議官 安達 優雄

同 白須 光美

内閣官房内閣外政 安全保全・危機管理室長

同 江間 清一

内閣官房内閣広報室長

同 上村 知昭

内閣官房内閣広報室長

同 房広報室長

内閣官房内閣広報室長

同 房広報室長

内閣官房内閣広報室長

同 房広報室長

内閣官房内閣広報室長

同 房広報室長

公正取引委員会事務局審査局長 平林 英勝

防衛施設厅施設部長 守屋 武昌

經濟企画局政務次官 宏正和

警察厅生活安全全局長 小林 奉文

經濟企画局調整局長 河出 英治

警察厅刑事全局長 佐藤 英彦

經濟企画局國民生活全局長 金子 孝文

警察厅交通总局長 野田 健

經濟企画局國民生活全局長 小峰 隆夫

警察厅警備总局長 伊達 興治

經濟企画局國民生活全局長 生二 隆天

警察厅警備总局長 川寄 義徳

經濟企画局國民生活全局長 新保 伸一

警察厅警備总局長 森 幸男

經濟企画局國民生活全局長 中名生 隆

警察厅警備总局長 阿部 正俊

經濟企画局國民生活全局長 加藤 康宏

警察厅警備总局長 西村 正紀

經濟企画局國民生活全局長 田中 德夫

警察厅警備总局長 中川 良一

經濟企画局國民生活全局長 藤原 要

警察厅警備总局長 東田 博親

經濟企画局國民生活全局長 青江 茂

警察厅警備总局長 井上 達夫

經濟企画局國民生活全局長 岡田 康彦

警察厅警備总局長 石崎 岳

經濟企画局國民生活全局長 岩田 康彦

警察厅警備总局長 桑原 博司

經濟企画局國民生活全局長 廣瀬 博久

警察厅警備总局長 浜田 靖一

經濟企画局國民生活全局長 遠藤 邦雄

警察厅警備总局長 伊藤 康成

經濟企画局國民生活全局長 岩田 正徳

警察厅警備总局長 坂野 興

經濟企画局國民生活全局長 谷川 秀善

警察厅警備总局長 萩 興

經濟企画局國民生活全局長 小林 勇造

警察厅警備总局長 及川 耕造

經濟企画局國民生活全局長 生田 長人

警察厅警備总局長 坂野 康弘

經濟企画局國民生活全局長 久保田 勇夫

警察厅警備总局長 大越 康弘

經濟企画局國民生活全局長 岩田 一夫

警察厅警備总局長 岩田 遼

經濟企画局國民生活全局長 谷川 秀善

警察厅警備总局長 岩田 遼

經濟企画局國民生活全局長 小林 勇造

警察厅警備总局長 岩田 遼

經濟企画局國民生活全局長 生田 長人

警察厅警備总局長 岩田 遼

經濟企画局國民生活全局長 久保田 勇夫

警察厅警備总局長 岩田 遼

經濟企画局國民生活全局長 岩田 一夫

警察厅警備总局長 岩田 遼

經濟企画局國民生活全局長 板倉 英則

警察厅警備总局長 岩田 遼

經濟企画局國民生活全局長 岩田 一夫

内閣審議官 安達 優雄

同 白須 光美

内閣官房内閣外政 安全保全・危機管理室長

同 江間 清一

内閣官房内閣外政 安全保全・危機管理室長

同 上村 知昭

内閣官房内閣外政 安全保全・危機管理室長

同 房広報室長

内閣官房内閣外政 安全保全・危機管理室長

同 江間 清一

内閣官房内閣外政 安全保全・危機管理室長

同 上村 知昭

内閣官房内閣外政 安全保全・危機管理室長

同 房広報室長

内閣官房内閣外政 安全保全・危機管理室長

同 房広報室長

内閣官房内閣外政 安全保全・危機管理室長

同 江間 清一

内閣官房内閣外政 安全保全・危機管理室長

同 上村 知昭

内閣官房内閣外政 安全保全・危機管理室長

同 房広報室長

内閣官房内閣外政 安全保全・危機管理室長

同 房広報室長

内閣官房内閣外政 安全保全・危機管理室長

同 江間 清一

内閣官房内閣外政 安全保全・危機管理室長

同 上村 知昭

内閣官房内閣外政 安全保全・危機管理室長

同 房広報室長

議長の報告

国土庁地方振興局長	中川 浩明
国土庁防災局長	林 桂一
金融監督局長官	日野 正晴
金融監督局次長	浜中秀一郎
金融監督局検査部長	五味 廣文
証券取引等監視委員会事務局長	乾 文男
法務政務次官	北岡 秀二
法務大臣官房長	但木 敬一
法務大臣官房司	房村 精一
法務省調査部長	細川 清
法務省民事局長	松尾 邦弘
法務省刑事局長	坂井 一郎
法務省人權擁護局長	横山 匡輝
法務省入国管理局長	竹中 繁雄
公安部調査厅長官	豊嶋 秀直
外務政務次官	町村 信孝
外務大臣官房長	浦部 和好
外務省総合外交政策局長	加藤 良三
外務省総合外交政策局長	上田 信泰
外務省アジア局長	阿南 行夫
外務省北米局長	西村 六善
外務省欧亜局長	椎茂 秀明
外務省経済局長	東郷 大島 正太郎
外務省条約局長	和彦 賢三
大蔵政務次官	谷垣 順一

大藏大臣官房長	大藏大臣官房長	中島 真人
溝口善兵衛	同	
大藏大臣官房総務審議官	大藏大臣官房審議官	武藤 敏郎
同	同	福田 進
大藏省主計局長	大藏省主計局長	山本 晃
同	同	坂 勲郎
大藏省主税局長	大藏省主税局長	寺澤 辰麿
同	同	藤井 秀人
大藏省理財局長	大藏省理財局長	尾原 荣夫
大藏省金融企画局長	大藏省金融企画局長	渡辺 裕泰
大藏省國際局長	大藏省國際局長	中川 雅治
國稅庁次長	國稅庁次長	伏屋 和彦
國稅庁課稅部長	國稅庁課稅部長	黒田 東彥
文部政務次官	文部政務次官	大武健一郎
文部大臣官房長	森鈴木 (森田)	森田 好則
文部省生涯學習局長	小野 元之	健作 荣治
文部省初等中等教育局長	富岡 賢治	
文部省教育助成局長	辻村 哲夫	
文部省高等教育局長	御手洗 康	
文部省學術國際局長	佐々木正峰	
文部省體育局長	工藤 智規	
文化庁次長	遠藤 昭雄	
厚生政務次官	近藤 信司	
厚生大臣官房總務審議官	根本 匠	
厚生省保健醫療局長	小林 紹資	
厚生省生活衛生局長	眞野 章	
厚生省醫藥安全局長	小野 昭雄	
中西 明典		

厚生省社会・援護局長	横田 吉男	炭谷 茂
厚生省老人保健福祉局長	近藤純五郎	
厚生省児童家庭局長	横田 吉男	
厚生省保険局長	横田 吉男	
厚生省年金局長	矢野 朝水	
社会保険庁運営部長	川邊 新	
農林水産政務次官	松下 忠洋	
同	龜谷 博昭	
農林水産大臣官房長	高木 賢	
農林水產大臣官房秘書議官	石原 美晴	
農林水產省經濟局長	竹中 好明	
農林水產省構造改善局長	渡辺 好明	
農林水產省農業園芸局長	樋口 久俊	
農林水產省畜產局長	本田 浩次	
農林水產省食品流通局長	福島啓史郎	
農林水產技術會議事務局長	三輪寧太郎	
食糧厅長官	堤 英隆	
林野厅長官	山本 徹	
水產厅長官	高市 早苗	
通商產業政務次官	中須 勇雄	
同	保坂 三藏	
通商產業大臣官房長	村田 成二	
通商產業大臣官房	岩田 満泰	
商務流通審議官	岡本 嶽	
通商產業大臣官房審議官	今野 秀洋	
通商產業省通商政策局長	佐野 忠克	
通商產業省環境立地局長	太田信一郎	
通商產業省貿易局長	江崎 格	
通商產業省基礎產業局長	河野 博文	
通商產業省機械	広瀬 勝貞	
通商產業局長		

官報(号外)

労働省職業安定局長	征矢 紀臣
建設省職業能力開発局長	日比 徹
建設政務次官	遠藤 利明
建設大臣官房長	小野 邦久
建設大臣官房総務審議官	小川 忠男
建設省建設経済局長	木下 博夫
建設省都市局長	山本 正堯
建設省河川局長	青山 岩樹
建設省道路局長	井上 啓一
自治政務次官	田野瀬良太郎
自治大臣官房長	嶋津 昭
自治省行政局長	牧之内 隆久
自治省行政局選舉部長	鈴木 正明
自治省財政局長	二橋 正弘
自治省税務局長	成瀬 宣孝
消防庁長官	谷合 靖夫

一、去る十三日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長 あて、十一日議長において承認した加藤良三 を、十三日第百四十三回国会政府委員に任命し た旨の通知を受領した。
一、去る二十一日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長 あて、十七日議長において承認した嶋口武彦 を、同日第百四十三回国会政府委員に任命した 旨の通知を受領した。
一、去る二十一日議長において承認した茂田宏 長あて、二十一日議長において承認した茂田宏 を、同日第百四十三回国会政府委員に任命した 旨の通知を受領した。
(政府委員解任)
一、去る十七日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長 あて、同日(国際平和協力本部事務局長)茂田宏 の第百四十三回国会政府委員を免じた旨の通知 を受領した。

(政府委員選任)
一、去る二十一日、伊藤議長は、小淵内閣総理大臣 申し出の次の者を、第百四十三回国会政府委員 に任命することを承認した。
国際平和協力本部 事務局長事務代理 嶋口 武彦
一、去る二十一日、伊藤議長は、小淵内閣総理大臣 申し出の次の者を、第百四十三回国会政府委員 に任命することを承認した。
国際平和協力本部事務局長 茂田 宏

（政府委員任命）
一、去る二十一日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長 あて、十一日議長において承認した鈴木宗男外 一百二十六名(加藤良三を除く)を、十一日第百 四十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受 領した。
(理事補欠選任)
一、去る十一日、常任委員会において、次のとお り理事を補欠選任した。
理事 山本 幸三君(理事太田誠一君去る七 月三十一日委員辞任につきその補欠)

平成十年八月二十五日 衆議院会議録第十八号 議長の報告

理事 江口 一雄君（理事石破茂君去る三日
委員辞任につきその補欠）

理事 前原 誠司君（理事岡田克也君去る十
一日理事辞任につきその補欠）

環境委員会

理事 石原 伸晃君（理事杉浦正健君去る三
日委員辞任につきその補欠）

、去る十九日、常任委員会において、次のとお
り理事を補欠選任した。

通信委員会

理事 小坂 憲次君（理事住吉司君去る七月
十日委員辞任につきその補欠）

理事 浅野 勝人君（理事野田聖子君去る七
月三十日委員辞任につきその補欠）

労働委員会

理事 柳本 卓治君（理事佐藤剛男君去る七
月三十一日委員辞任につきその補欠）

理事 能勢 和子君（理事小林興起君去る七
月欠）

科学技術委員会

理事 河村 建夫君（理事小野晋也君去る三
月九日理事辞任につきその補欠）

理事 中谷 元君（理事三ツ林弥太郎君去
る十九日理事辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

塗原 良夫君 富田 茂之君

木島日出夫君 矢島 恒夫君

補欠

文教委員	富田 矢島	茂之君 恒夫君	漆原 木島	良夫君 日出夫君
農林水產委員	奧山 目片	茂彦君 信君	奧山 目片	茂彦君 信君
運輸委員	鈴木 辞任	俊一君 保典君	佐藤 辞任	正光君 勉君
建設委員	古川 長内 渡辺 上田	元久君 順一君 周君 勇君	城島 富田 茂之君	富田 茂之君 保典君
辭任	白井日出男君 肥田美代子君	畠 烟 英次郎君	渡辺 周君	佐藤 勉君
安全保障委員	河本 三郎君	白井日出男君	上田 勇君	鈴木 俊一君
環境委員	大野 松茂君	河本 三郎君	古川 元久君	城島 正光君
辭任	藤木 洋子君	畠 烟 英次郎君	長内 順一君	富田 茂之君
補欠	白井日出男君	肥田美代子君	渡辺 周君	漆原 良夫君
補欠	河本 三郎君	白井日出男君	上田 勇君	佐藤 勉君
補欠	田中 和徳君	畠 烟 英次郎君	古川 元久君	漆原 良夫君
補欠	瀬古由起子君	白井日出男君	長内 順一君	城島 正光君

議院運営委員	田中 和徳君	大野 松茂君
辞任	砂田 圭佑君	江渡 聰徳君
川内 博史君	北村 哲男君	西川太一郎君
西川太一郎君	佐々木洋平君	江渡 聰徳君
江渡 聰徳君	砂田 圭佑君	北村 哲男君
佐々木洋平君	佐々木洋平君	西川太一郎君
北村 哲男君	砂田 圭佑君	川内 博史君
一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	仲村 正治君	熊代 昭彦君
農林水産委員	仲村 正治君	熊代 昭彦君
辞任	補欠	補欠
遙信委員	仲村 正治君	熊代 昭彦君
辞任	仲村 正治君	熊代 昭彦君
大蔵委員	吉田六左エ門君	桜井 新君
辞任	桜井 新君	桜井 新君
予算委員	新君	新君
辞任	加藤 卓二君	深谷 隆司君
桜井 新君	新君	奥山 茂彦君
一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	新君	新君
予算委員	新君	新君
辞任	新君	新君
補欠	新君	新君
亀井 善之君	深谷 隆司君	大野 松茂君
横内 正明君	奥山 茂彦君	藤木 洋子君

生方	幸夫君	草川	小沢 錠仁君	生方	幸夫君
志位	和夫君	志位	和夫君	志位	和夫君
不破	哲三君	不破	哲三君	不破	哲三君
秋葉	忠利君	奥山	茂彦君	秋葉	忠利君
奥山	茂彦君	深谷	隆司君	奥山	茂彦君
横路	孝弘君	横路	孝弘君	横路	孝弘君
旭道山	和泰君	春名	真章君	旭道山	和泰君
矢島	恒夫君	矢島	恒夫君	矢島	恒夫君
中川	智子君	中川	智子君	中川	智子君
越智	通雄君	河村	河村	河村	河村
志位	和夫君	岩國	岡田	岩國	岡田
不破	哲三君	西川	草川	西川	草川
秋葉	忠利君	西村	鈴木	西村	鈴木
石田	和夫君	知雄君	淑夫君	知雄君	真悟君
冬柴	鐵三君	克也君	和夫君	克也君	和夫君
饭島	忠義君	勝之君	真悟君	勝之君	忠義君
下村	忠義君	修君	忠義君	修君	忠義君
博文君	忠義君	博文君	忠義君	博文君	忠義君
河村	越智	丸谷	伊藤	春名	矢島
建夫君	通雄君	良天君	茂君	真章君	恒天君

官 報 (号 外)

平成十年八月二十五日 衆議院会議録第六号 議長の報告

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

金融安定化に関する特別委員会

辭任
補欠

河井 克行君 滝 実君

、去る二十日、議長において、次のとおり特別委員会等を許可する。二つ浦町を通過する。

金融安定化に関する特別委員会の報告書

辭任
補欠

若松 謙維君 大口 善德君

議事録

求に対し、議長は去る十一日いづれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、裁判所の司法行政に関する事項

二、法務行政及び検察行政に関する事項

三、国内治安に関する事項

四、人権擁護に関する事項

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等

の適正を期するため

二、調査の方法

及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中に
由つて國政に関する調査を致したから衆

議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十年八月十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎 殿
法務委員長 杉浦 正健

卷之三

1000

卷之三

官 報 (号外)

		四、調査の期間 平成十年八月十一日	
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。		右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。	
平成十年八月十一日		平成十年八月十一日	
農林水産委員長 稲積 良行		商工委員長 古賀 正浩	
衆議院議長 伊藤宗一郎殿		衆議院議長 伊藤宗一郎殿	
國政調査承認要求書		國政調査承認要求書	
一、調査する事項		一、調査する事項	
一、通商産業の基本施策に関する事項		一、陸運に関する事項	
二、中小企業に関する事項		二、海運に関する事項	
三、資源エネルギーに関する事項		三、航空に関する事項	
四、特許及び工業技術に関する事項		四、港湾に関する事項	
五、経済の計画及び総合調整に関する事項		五、海上保安に関する事項	
六、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項		六、観光に関する事項	
七、鉱業と一般公益との調整等に関する事項		七、気象に関する事項	
二、調査の目的		二、調査の目的	
右各事項の実情並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため		右各事項の実情並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため	
三、調査の方法		三、調査の方法	
小委員会の設置、関係各方面からの説明聽取及び資料の要求等		小委員会の設置、関係各方面からの説明聽取及び資料の要求等	
四、調査の期間		四、調査の期間	
平成十年八月十一日		平成十年八月十一日	
衆議院議長 伊藤宗一郎殿		衆議院議長 伊藤宗一郎殿	
建設委員長 遠藤 乙彦		建設委員長 遠藤 乙彦	
國政調査承認要求書		國政調査承認要求書	
一、調査する事項		一、調査する事項	
二、都市計画に関する事項		二、都市計画に関する事項	
三、河川に関する事項		三、河川に関する事項	
四、道路に関する事項		四、道路に関する事項	
五、住宅に関する事項		五、住宅に関する事項	
六、建築に関する事項		六、建築に関する事項	
七、国土行政の基本施策に関する事項		七、国土行政の基本施策に関する事項	
二、調査の目的		二、調査の目的	
建設行政及び国土行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため		建設行政及び国土行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため	
三、調査の方法		三、調査の方法	
小委員会の設置、関係各方面からの説明聽取及び資料の要求等		小委員会の設置、関係各方面からの説明聽取及び資料の要求等	
四、調査の期間		四、調査の期間	
平成十年八月十一日		平成十年八月十一日	
衆議院議長 伊藤宗一郎殿		衆議院議長 伊藤宗一郎殿	
環境委員長 塩田 晋		環境委員長 塩田 晋	
國政調査承認要求書		國政調査承認要求書	
一、調査する事項		一、調査する事項	
二、公害健康被害救済に関する事項		二、公害健康被害救済に関する事項	
三、自然環境の保護及び整備に関する事項		三、自然環境の保護及び整備に関する事項	
四、快適環境の創造に関する事項		四、快適環境の創造に関する事項	
五、公害健康被害救済に関する事項		五、公害健康被害救済に関する事項	
六、公害紛争の処理に関する事項		六、公害紛争の処理に関する事項	
二、調査の目的		二、調査の目的	
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため		右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため	
三、調査の方法		三、調査の方法	
関係各方面からの説明聽取及び資料の要求等		関係各方面からの説明聽取及び資料の要求等	
四、調査の期間		四、調査の期間	
平成十年八月十一日		平成十年八月十一日	
環境委員長 北橋 健治		環境委員長 北橋 健治	
國政調査承認要求書		國政調査承認要求書	
一、建設行政の基本施策に関する事項		一、建設行政の基本施策に関する事項	
二、調査する事項		二、調査する事項	
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。		右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。	
平成十年八月十一日		平成十年八月十一日	
衆議院議長 伊藤宗一郎殿		衆議院議長 伊藤宗一郎殿	

一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求書に対し、議長は去る十七日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

二、予算の実施状況に関する事項

三、調査の方法

四、調査の目的

予算の実施の適正を期するため

五、調査の期間

関係各方面からの説明聽取及び資料の要求等

六、調査の方法

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

七、調査の目的

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

八、調査の方法

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

九、調査の目的

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十、調査の方法

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十一、調査の目的

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十二、調査の方法

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十三、調査の目的

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十四、調査の方法

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十五、調査の目的

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十六、調査の方法

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聽取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

五、調査の目的

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

六、調査の方法

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

七、調査の目的

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

八、調査の方法

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

九、調査の目的

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十、調査の方法

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十一、調査の目的

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十二、調査の方法

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十三、調査の目的

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十四、調査の方法

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十五、調査の目的

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十六、調査の方法

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十七、調査の目的

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十八、調査の方法

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

国政調査承認要求書

一、調査する事項

二、労使関係の基本施策に関する事項

三、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

四、調査の方法

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

五、調査の目的

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

六、調査の方法

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

七、調査の目的

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

八、調査の方法

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

九、調査の目的

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十、調査の方法

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十一、調査の目的

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十二、調査の方法

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十三、調査の目的

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十四、調査の方法

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十五、調査の目的

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十六、調査の方法

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

十七、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

P.C.B.使用電気機器の保管状況並びに汚染防止対策の早急な実施に関する質問主意書(大野由利子君提出)

一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

建設業退職金共済制度の運営状況等に関する質問主意書(鍵田節哉君提出)

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

行刑施設職員の労働条件等に関する質問主意書(金田誠一君提出)

一、去る十四日、内閣から、衆議院議員北村哲男君提出今次参議院選挙における「出口調査」、および投票場の管理権等に関する質問に対しても、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十年八月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

二、去る十四日、内閣から、衆議院議員保坂展人君提出「警察が狙撃された日」などに関する質問に対する、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十年九月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

三、去る十四日、内閣から、衆議院議員保坂展人君提出参院選公示日の死刑執行に関する再質問主意書(保坂展人君提出)

一、去る十八日、内閣から、衆議院議員保坂展人君提出参院選公示日の死刑執行に関する再質問に対する、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十年九月十

官 報 (号 外)

四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
一、去る二十一日 内閣から、衆議院議員大野由利子君提出PCB使用電気機器の保管状況並びに汚染防止対策の早急な実施に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十年九月二十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

官 報 (号 外)

第三回
明治三十五年三月三十日
可通便物郵種

平成十年八月二十五日 衆議院會議録第六号

發行所
二東京
大四都一
藏省印
刷局目
二五丁目

電話
03
(3587)
4294

定価
配本
送別
料
○○五
○巴円